

平成12年6月16日(金曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	佐藤政悦	病院長
布施崇一	病院事務長	保科弘治	教育長
石川忠則	管理課長	草苅和男	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石川忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会事務局長	安孫子雅美	監査委員
松田英彰	監査委員	真木憲一	農業委員会事務局長
事務局長			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年6月第2回定例会

議事日程第3号

平成12年6月16日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、14日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成12年6月16日(金)

第2回定例会

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	環境教育について	完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域の設定について	9番 伊藤 忠 男	市 長 教育委員長
8	高齢社会政策について	90%の元気な高齢者の人々のために、温泉と歩くプール建設について		市 長
9	公民館分館の運営について	市有地に建設されている分館の借地料軽減について 運営費補助について 分館の規模の見直しについて	16番 佐藤 暘 子	市 長 教育委員長
10	市政全般について	土地開発公社への委託の現状と改善策について 中長期の財政計画策定の必要性について 再度、チェリークア・パークの現状及び課題について 各種委員会等への女性参加拡大に向けた改善の現状と課題について	17番 川 越 孝 男	市 長 教育委員長
11	市立病院の充実について	緩和ケア病棟(ホスピス)の新設について	18番 内 藤 明	市 長

## 伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番について、9番伊藤忠男議員。

〔9番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一人として、また、（仮称）寒河江川清流維持対策連絡協議会 1,269名を代表して、通告番号7番、完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域の設定について、通告番号8番、90%の元気な高齢者の人々のために温泉と歩くプール建設について、緑政会を代表して御提言申し上げ、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

私の議員としての信条は、「行政に企業経営感覚を進める」であります。今、少子・高齢社会の現実を直視するとき、本市計画上では平成12年度で高齢化率22.3%、うち、要介護者は10.3%であります。この10.3%の要介護の人々に、国の政策として介護保険制度が行われております。

それはそれとしても、本市を永住の地として活動し、市の原動力となっている元気な市民4万2,287人にこそ目を向ける政策の必要性を強く感じている一人であります。将来を背負う子供たちや90%の元気で健康な高齢者への政策こそ、今行政に求められている政策だと思っております。

地方分権一括法が4月に施行されました。地方分権社会は自治省が面倒を見てくれる時代の終結であり、税財源の分権は進んでいないが意識の変化はいろんな形で出てきており、分権へのかじは切られたと判断すべきだと思っております。分権とは、地方の時代であり、地域間競争の時代で、今後の地方自治体の勝敗は地域の独自の資源・資産をいかに生かすかだと思っております。

地域の人に人・物・金を引きつける魅力のパロメーターは、事情、旅情、人情の三つ情と言われております。事情とは歴史と文化、旅情は自然、人情は地域の人々の魅力と言われております。この三つの情を行かした政策こそ佐藤市長の政策の根源であると敬意を表するものでありますが、情報技術革命の今を考えると、例えば企業誘致を考えた場合、本市の受注に合わせた工業団地造成などは、日本ナンバーワンと言っても過言ではないと思っております。

情報技術革命時代に入り、立地条件はグローバル時代であり、立地条件は立地条件とならず、三つの情の政策を加えてこそ競争条件の最大有利条件時代に入ったと思っております。

極端な言い方で大変申しわけありませんが、企業誘致運動交渉を行うことより、本市の持つ独自の資源・資産活用政策を発表・実行することの方が、企業誘致の成功率が高い時代に入ったと判断している一人であります。

その資源活用政策として、通告番号7番、魚釣り自由区域の設定、8番、温泉と歩くプール建設を御提言申し上げるところであります。

通告番号7番、魚釣り自由区域の設定についてであります。

平成8年度より建設省が新しく行った施策、水辺の楽校、すなわち、現代の子供たちは自然とのふれあいを通じた遊び・生活体験などの機会が少なく、外で遊ばないことによるストレスと運動不足が心身の正常な発達を阻害している子供の現況を踏まえ、河川の持つさまざまな機能、自然体験や社会体験の場として、河川以外の空間では代替できない特性を生かすべく行われた政策であります。この水辺の楽校については、平成9年6月議会において御提言申し上げ市長、県の御協力・御支援を得て、当時建設省本省河川局長でありました尾田局長さんの御配慮を賜り、本市の幸生猿山沢に日本で4番目に採用となり、現在工事中で、今年度中には全貌がわかるものと楽しみにしているところであります。ただ、地元の人々に、上流に田・畑があり農薬を使っているから魚類は大丈夫かなと聞き、心配しているところであります。

最上川第二漁業協同組合31支部、会員数 3,770人のうち、寒河江川沿線11支部 1,269名の会員がおりますが、いずれの人も寒河江川を愛し、魚捕りの好きな人たちで、寒河江川の現状を心から心配している人たちでもあります。1日1回必ず寒河江川を見に来る人たちでもあります。

昨年の春、寒河江川が真っ青になりました。川底に藻が発生し、藻が繁殖し過ぎて魚が泳げなくなり、コケが生えない状況になり、石と石の間に砂や土が詰まって魚や生物がすめない状況であります。寒河江川が死んでしまう。何とかしなければならぬ。

そんな時期、中央公論平成11年8月号に「日本の川はよみがえるか」。中野孝次氏と野田 知佑氏の対談であります。要約しますと、平成10年11月、建設省は岐阜県木曽川河口に自然共生研究センターを設置し、世界最長という長さ 800メートル、幅 2.3メートルの人工河川を3本つくり、1本はほぼ直線、残る2本は蛇行して浅瀬やふちをつくり、川の形状や水流の違いが流域の魚や植物にどんな影響を与えるか、対照実験できる施設であります。20倍の水量で洪水を起こし、結果、直線の川は 130匹、蛇行する川には 600匹、900匹、しかも洪水は川を掃除する役割を果たし、フナ、ナマズ、オイカワ、ドジョウなどが産卵している状況ということであります。

寒河江川の実態はどうだろうか。実験前の人工河川と全く同じ状態であります。寒河江ダム建設後、全国、いや、世界じゅうのダム下流は皆同じ状態で、どこもだめだと結論づけております。そのための共生研究センター設置になったようであります。

平成8年3月議会において、寒河江川の水質と河川現状について、水の駅発想ファブリダム建設について一般質問の折、市長が答弁してくださいました。寒河江川清流維持、稚魚の放流や魚道整備など市長の積極的支援のおかげにて、寒河江川に魚道2カ所、石バネ1カ所。石バネとは、その昔、加藤清正が考案した工法で、土手に当たる水を中央部に押しやるための石積みの土手を、真ん中の川原に向かって10メートルぐらい張り出させる工法であり、石積みだから空間があり、魚がたくさんすみつくし産卵もするという工法であります。そして、寒河江川と最上川との合流点は、魚の産卵場所として最高のところでしたが、泥で砂利層がコンクリートのようになり産卵できず、ヤツメウナギ、自然鮎は壊滅的でありましたが、天童方面への取水工事とあわせて魚道もつくられ、魚の遡上が大変多いと聞いております。産卵も復活するだろうと大変喜んでいるところであります。

一方、現在工事中であります昭和堰の寒河江川において、800ミリから1,000ミリの大石と200から300ミリの石を組み合わせ、大きい魚も小さい魚も遡上しやすいようにと浄化能力を高める方式も取り入れ、魚道専用部分が取り入れられ、今年3月に一部完成しております。実にすばらしいことだと、市長の寒河江川を愛する心、河川・自然を大切に御配慮・御支援に、漁業組合員だけでなく一般市民も大変感謝しているところあります。

特に、漁業組合員として、これほどまでに寒河江川にいろいろと支援してくれる市長に、我々ももっと真剣に考え、我々が貢献できるもの、支援できるものがあるのではないかと機運が高まり、そこに中央公論の8月号、時期を同じくして全国より鮎釣りに来ている人々から苦情が殺到いたしました。反響が物すごく大きくなり、漁業組合の支部長、理事、常務理事の訪問を受け、地元として、基本は寒河江川清流維持、改善を図ることであるが、川を理解してもらうためにも一般の人に開放すべきではないか、川はみんなの財産だとの認識に立つことはよいとしても全部開放できるのか否か、けんけんがくがく検討の結果、市民が、地域の人々が、全国の人々が一番求めているのは何か。そして、お役に立てるのは何か。全員で平成12年春の総会まで検討結果としてまとめることになりました。

平成11年11月17日付、建設省河川局河川計画課より、川に関する活動を行うに当たっての河川行政に対する意見・要望等の調査についてのアンケート依頼がありました。趣旨は、近年環境への関心が高まり、高齢社会への進展、ライフスタイルの変化など経済社会が変化している中で、地域が主体となって個性的で魅力

的なまちづくりや地域づくりを進める機運が高まっている昨今、特に各地域の状況にきめ細かく対応するためのアンケート調査であります。5項目にわたるアンケートで、地域に密着した具体的要望事項、記載項目がありましたので、提出したところであります。

平成12年3月21日、全国から要望があった項目 2,500力条程度のまとめが到着いたしました。要望の中でも特に多いのが、多自然型川づくり、コンクリート河川の絶滅、人と河川とのふれあい、親子・孫との遊び場としての活用、体験学習としての河川の活用が大きく取り上げられております。

建設省河川局の意見・要望集を参考にして、再度協議を行い活動を行うことに決定を見ております。その折、4項目が確認・一致を見たものであります。

第1点が名称。寒河江川清流維持対策連絡協議会とする。

2番目、基本理念。人間が大人になってから精神的異常になったとき元に戻るかどうかは、子供のときに川の水の中で遊んだ経験があるかないかが大きく影響する。その場所を設定、支援を図ること。

三つ目、会員。寒河江川沿線会員 1,269人、1人1名を目標に 2,500世帯とする。

四つ目、当面の目標として、一つ、完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域として高松堰農業用水路上谷沢地区とし、市当局に陳情を行う。その場合、魚の放流、産卵環境等は漁業組合で支援する。通常、河川で禁止されているヤスなどの使用を認める。二つ目、寒河江市安達土木課長が中心となって関係機関に働きかけている寒河江川環境保全推進協議会を、側面より支援を図る。以上、当面の目標として掲げて行動を行うことにしております。

(仮称)寒河江川清流維持対策連絡協議会としては、基本は子供・孫の時代のためになる運動を行うとして、今できるのは何かの中から、市民が、地域住民が、子供の親が求めている、大局的に考えれば今国際的重要課題となっている環境教育、我が国でも環境庁・文部省・建設省が一体となって環境教育の重要性に注目し、「川に学ぶ社会を目指して」として河川法の改正まで行っております。

佐藤市長は、この時代が来るを先見され、大変御苦労もあつたと聞いておりますが、日本で2番目という農業用水路を、多自然型川づくり、玉石積み、自然に、景観に配慮した川、散策路、通学路、自然観察路、そして、当地には珍しいお茶の木を配し、実に美しい蛇行する流れ、用水の温度を高める工夫、親水公園の発想をところどころに配し、まさに日本一の用水路だと私は実感しております。佐藤市長に、そして農政局の皆さんに、心から感謝と敬意を表するものであります。農政局の担当者が何回来たかわかりません。

自称日本一の玉石積み職人の古沢さん、「石積みの基礎コンクリートは、勾配がなければ絶対だめだ。美しく積めない。おれの恥になる。玉石の大きさは1平米における石の数。最下段の石のところを空間をとらないと魚がすめない」、その都度けんかとなり、怒っては帰るし、大変なものであります。しかし、よく考えてみると、我がふるさとは人・物の資源があればこそできた仕事であり、寒河江川に感謝しなければならないと思っております。

今、少子化時代の教育のあり方、現状の世相、子供だけでなく親を対象とした家族教育学級、家族で自然体験を増加させる必要性、それは何か。関係性、気づき、想像力が一番必要だと言われております。逆に言えば、不足しているから必要だと言えるわけでありまして。それには、自然体験でも親子、縦割り子供同士の魚捕りが最高効果があると言われております。

そんな中で、建設省と県で重点施策の一つとして、2002年度の完全学校週5日制に向け、子供の水辺再発見プロジェクトで、子供たちが昆虫採集や魚釣り、散策などを通して自然に親しみ、体験活動の拡大方針を打ち出しております。

山形県の県教育委員会・土木部・文化環境部・農林水産部が打ち出した中で、当市の二ノ堰が「農業用水路の畦道とせせらぎ」に選定されたようでありますが、市民の中で、親子で、家族で自由に魚捕りのできる場所が欲しいですかと聞きますと、100人中100人がぜひお願いしたい、可能性はあるんですかと、あの真



剣なまなざしは恐ろしいほどであります。

今、親として、子供と一緒に、子供の教育の必要性・重要性は頭ではわかっているが、何からどうしたらいいのか迷っているのが本音のようであります。市民4万 3,283人に聞いたら、だれ一人として反対する人はいないでしょうし、もろ手を挙げて賛成してくれるという実感であります。

漁業組合の人と上谷沢地区を調べましたが、これほど魚捕り自由区に適しているところは日本じゅうどこを探してもないだろうと全員の一致した意見であります。これほどすばらしい資源・資産を活用しない手はないと思うところであります。市民の求める政策として、子供の教育の面より考えても必要と思いますが、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号8番、90%の元気な高齢者の人々のために温泉と歩くプール建設についてであります。

この提言については、初めて市議員に立候補の折、掲げ、多くの市民の賛同を得て当選させていただきました。早速、平成7年9月議会にて一般質問をさせていただいております。その後、歩くプールはどうなった、だめなのか、何とか頑張ってくれとの市民の要望が強く、その後も御提言申し上げてきたところであります。今回も、緑政会の会員の中から強い要望もあり、4回目で大変恐縮に存じますが、あえて提言させていただきます。

今の行政を見ておりますと、大変恐縮なことでありますが介護介護で、平成12年度の推計における要介護者数 996人だけに向いているように強く感じられ、当市の活力・原動力になっている4万 2,287人、中でも元気な高齢者 8,666人に目が向けられていないように感じられるとの市民の不満の声が出ているところであります。我々も、理解できるから保険料も払っている。我々の要望も聞いてくれてもよいのではないかと。市の温泉の隣に、歩くプールぐらいつくってくれても罰は当たらないべ。率直な市民の要望であります。

要介護者の人々が占める割合は 2.3%であります。残る97.7%の元気な市民への配慮が、気配りが足りないのではないのでしょうか。要介護の 2.3%の増加を防ぐ対策、未然防止政策こそ必要であり、当市の「明るく美しい元気な町」、財政面から考えても、何を置いてもすべきなのは歩くプールだと思っている一人であります。

パオ2丁目ビル活用の中にも出てきておりますし、90%の元気な高齢者の中でも道路を満足に歩けない人も大勢いると聞いております。歩かなければますますだめになるばかりであります。歩くプールがなぜ必要か、効果についてはあえて申し上げませんが、市の温泉に大勢の人が入浴しております。安いから、温泉が好きだからだけでしょうか。関節や腰の痛い、体のぐあいが悪から来ている人は8割以上だと私は見ております。そのためにも、何とか温泉の中に1メートルぐらい深い部分をつくってほしいという要望が強いのもうなずけるところであります。

この歩くプール発想は私が元祖だと勝手に思っているところですが、平成元年、銀行に勤めていたころ、鮭川村の婦人部に依頼され、「金融情勢とへそくりのたまる方法」の題で講演した折、「支店長、へそくりはわかった。別なことを聞いていいか。支店長は水泳の選手だと聞いたが、おれの足が痛くてよく歩けないんだが、川に行くと痛くないのよ。なしてなんだ、わかるなら教えろ」の一言であります。私は水泳を得意としており、足で水をいかに切るか、水を切るためにあらゆる練習を行いましたが、水の中を歩く発想は全くしておりませんでした。調べてみて、その効果の大きいのにびっくりしたのを思い出します。

これから2025年まで、ますます高齢化率が増加します。自分のふるさとに30年ぶりに帰ってきた以上、何か役に立つべきだと思っておりました。市議会議員に立候補する意思の決定の中に、歩くプールを市民の皆様のためにつくろうと決意したのも確かであります。

成人病が心配される40歳以上の人を考えた場合、2万 3,429人、市の人口に占める割合は54.1%、この人たちのために、90%の元気な高齢者のために、温泉という資源が町の中心部、駅前、市民浴場とたくさんあります。市民浴場の隣に、10メートルの幅、20メートルの長さであれば十二分であります。投資金額は、ざ

っと考えても1億円はかからないでしょう。

自分が歩くプールの元祖だと思っているだけに、全国的に普及していることはうれしいことではありますが、なぜ自分のふるさとの寒河江市にないのか、残念で仕方のないところでもあります。再々再度で大変恐縮ですが、市長の御見解をお伺いいたします。

第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、魚捕り自由区域の設定でございます。

本市では自然と環境に調和する美しいまちづくりを進めておりまして、市民の方々の協力により着々とその成果が上がっていることは御案内のとおりであります。今、環境や自然とのふれあいに対する関心が高まりを見せており、その対応として、各行政施策においてもさまざまな形で配慮してきております。

農林・土木サイドの事業においては、これまで二の堰の親水公園やいこいの森の整備、おっしゃられました幸生の猿山沢の水辺の楽校、そして平塩の鯉ロードなどで取り組んできており、また、このほど水環境整備事業で新たに整備した市役所西側や石持地区のポケットパークは、子供たちが水に親しむ格好のポイントとして人気を得ているわけでございます。このほか、国営で整備している昭和堰、高松堰の幹線用水路も自然や景観に配慮したもので、散策路、遊歩道として親しまれており、また、地域用水機能増進事業による寒河江城址周辺の用水路整備においても、お堀をイメージしたデザインとしており、このたび寒河江小学校2年生と地域住民とで花を植栽するなど、地域に密着した施設となっております。

この事業によるこれからの用水路等の整備については、このように自然や景観に配慮したものの、水とのふれあいが可能なものとしていく考えでございます。

これら自然景観に配慮した施設の有効な利活用を図るために、これまで二の堰親水公園では二の堰祭りや水辺の夜会の開催を支援したり、また、いこいの森の上沼には毎年コイを放流し、子供たちの自然体験の場としてだけでなく市民の釣りのメッカとしても好評を博してきたところでございます。

河川での釣りなどの魚捕りにつきましては、山形県内水面漁業調整規則で漁業や漁法に係るところの禁止制限事項が定められており、また、漁業法に基づき漁業権が設定され、地元の漁業協同組合に免許されています。寒河江市内の河川には、最上川の平塩橋下流 500メートルから上流とその支流等が、御案内のように最上川第一漁業協同組合。その地点から下流の最上川とその支流である寒河江川などは、最上川第二漁業協同組合が漁業権を設定しているわけでございます。

それで、高松堰上流部の温水路への魚捕り自由区域の設定についてでございますが、ここの温水路の川床は、コンクリートなどで固めたものではなく、石、砂利などでつくった自然型の浅瀬でございます。子供たちにも安全な場所と言えらると思います。また、用水堰であるため、漁業権も設定されていないところでございます。こうした安全なところに魚を放流し、子供たちが自由に魚捕りを楽しむということは、自然と触れ合う機会の少ない今の子供たちの自然体験の場として最適だと思っております。

ただ、高松堰は現在上流の水の取り入れ口付近におきまして頭首口工事や用水トンネル工事を実施しており、その完成が平成17年と見込まれ、その後土地改良区に管理移管になる予定となっております。また、漁協関係者によりますと、魚のすめる環境にするには、石を配置するなど若干手を加える必要があるということでございます。

このようなことから、魚捕り自由区域の設定実現に向けては、設置者である国はもとより完成後管理移管を受ける土地改良区、それに、放流する魚の確保等において、漁業協同組合などとも十分協議いたしまして協力を得ていく必要があると思います。また、だれがどのような形で管理していくのかというようなことも詰めなければならない課題もございます。

いずれにいたしましても、子供たちを対象とした自然体験の場としては大変結構な場所であり、環境教育、感性教育にもつながるものでありますので、教育委員会と連携を図りながら、実現できるよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、歩くプールのことでございます。

人生80年代を迎え、世界一の長寿国となった今日、生涯を通じて健康で生きがいを持って明るく生き生きと暮らすことはだれもが願うことでございまして、このことは、将来にわたる本市発展の活力を保持するためにも大変重要なことでございます。

このため、本市では、ハートフルセンターを拠点としたところの保健・福祉・医療が三位一体となった寒河江型ケアシステムを構築いたしまして、生活習慣病予防、いわゆる成人病でございますが生活習慣病予防、健康増進から在宅サービス、さらには機能訓練に至るまでの寝たきりゼロを目指したところの一貫した施策を展開してまいったところは、御案内かと思えます。

本年4月から、御案内のように介護保険制度がスタートしているわけでございますけれども、それを円滑に運営するとともに、健康づくり・生きがいづくりをさらに推進いたしまして、要介護状態になることを未然に防ぐために保健事業や、介護予防と生きがいづくりのための事業をより一層積極的に実施すべく、「生き生きハートフル寒河江」をキャッチフレーズとしたところの老人保健福祉計画、そして、介護保険事業計画を策定して今年度からスタートさせておるわけでございます、いろいろ新しい市独自の施策というものも取り入れておるところでございます。

また、健康の保持増進のためには適度な運動が必要であり、日ごろからの生活習慣の一つとして、日常生活の中にいろいろな運動を取り入れることを今後さらに推進していくことが重要であると考えております。運動というものは、心肺機能・代謝機能を高めまして、体力の向上・高脂血症予防・高血圧の改善・肥満とストレスの解消など、生活習慣病予防に関してさまざまな効果があると言われております。

このため、本市では、自分の体力等に合わせて健康運動の継続実践を普及するため、健康運動指導士、それから健康運動実践指導者の養成を行い、健康教室などあらゆる機会を通じて健康運動の普及推進を図ってきたところでございます。

中でも、健康運動として最も一般的で身近なものとして取り組まれているものの一つといたしましては健康ウォーキングがありますが、これを市民の間にさらに普及させ、より効果的に実践していただくため、正しい歩き方の指導や消費カロリーの目安なども示したはーとふるウォーキングマップなど、モデルコースの作成を行って普及に努めていることなどもございまして、最近、朝夕などウォーキングを行っている人の姿を見かけることが多くなってきております。

健康運動を今後さらに普及・定着させていくためには、市民一人ひとりが健康状態や体力など個々人にあった最も取り組みやすい運動方法から始めていただくことがまずもって大事なことであると考えているところであり、今後とも、幅広い観点からいろいろな運動方法というものを普及・指導してまいりたいと考えております。

そういう中での御質問の歩くプールでございますが、御指摘のとおり、水中運動は水の浮力や水圧、抵抗というものを利用して、足腰に負担をかけることなく筋肉や骨の増強、心肺機能や全身持久力の向上、そしてストレス解消を図ることができるなど、生活習慣病を予防するための有効な手段の一つであると言われていたことは十分に承知しているところでございます。このため、今年度から実施する肥満予防健康教室の中に、市内の温泉プールを活用したところの水中運動を取り入れていく計画を立てて実施しようとしているところでございます。

しかしながら、歩くプールを建設するということになりますと、御指摘のことも、場所等々もありましたけれども、場所の問題があるわけでございますし、温泉を利用するということになりますといろいろ温泉の問題等々も出てくるわけでございます。さらに、建設や維持管理に多額の経費を要することもございまして、指導者の確保やら運営方法などの問題も生じてくるわけでございます。このようなことから、まずは民間施設や既存施設を有効に活用しながら、市の健康づくり事業の中に水中運動を計画的に、回数の増等も図りな

から取り入れ、市民の健康づくりに活用していくことを検討してまいりたいと思っております。

そのようなことから、歩くプールの建設につきましては、これらの取り組みを踏まえた上で今後に向けた検討課題とさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域の設定についてお答えいたします。

学校週5日制につきましては、御案内のように平成4年9月より毎月第2土曜日を休業日とする月1回の学校週5日制が始まり、平成7年4月からは現在のように第2・第4土曜日の月2回の学校週5日制が実施され、今日に至っております。また、平成14年4月から毎週土曜日を休業日とする完全学校週5日制が実施されることが、文部省の教育改革プログラムに明記されております。

学校週5日制が始まり、間もなく8年を経過しようとしておりますが、次第にその趣旨も定着しつつあると考えております。それは、一言で申し上げれば、ゆとりの中で生きる力を育てるということであります。子供が自分の意思で自分の行動を選択・決定するなど、みずから考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を身につけることを期待するものであります。また、別な見方をすれば、より望ましい成長のためには、それぞれの家庭や地域の一員として、学校ではできないような豊かな体験をすることの重要性が再認識されたと言えます。

人間の成長をすべて学校で賄おうとしたことに対する反省も込められていると考えているところです。

かつて、学校は、文化的にも知識や情報量においても地域の中心でありました。しかし、今日、情報の多様化・国際化が進み、その逆転現象が起こっている状況にあると言われております。このことから、学校が地域に学び、地域の人材を有効に活用するような開かれた学校を目指す大きな要因にもなっているのであります。

さて、こうした背景の中で、豊かな自然体験や社会体験が求められているのは御指摘のとおりであります。教科書などを通して間接的に知識を得ることも重要ですが、ふるさとの山や川に学び、遊び、自然を肌で感じることを通して、子供のときに人間本来の豊かな心を養うことは、人格の形成のために必要不可欠であると考えております。

各学校においても、こうした認識のもとに、現在でもさまざまな取り組みを行っております。例えば、三泉小学校では、「寒河江川で遊ぼう」というテーマで全校生が魚釣りをしたり、チューブ乗り、いかだ下り等の楽しい体験を通し、ふるさとの川に親しむ行事を行っております。

また、田代小学校でも、全校で寒河江川や実沢川で魚釣りや化石探し、石ころ遊びなどの体験の機会を設けております。他の学校においても、川や魚釣りに限らず、地域の豊かな自然を生かした活動を積極的に進めているところであります。いずれにしても、自然のすばらしさや楽しさを実感する経験があって初めて自然を大切にしようとする心が芽生えるものであります。

また、反対に、自然体験の中で川の汚れや自然破壊を目にすれば、子供たちの環境に対する大きな問題意識を育てることにもなるのであります。

さて、議員御指摘のように、文部省・建設省・環境庁の三者による連携プロジェクトとして、子供の水辺再発見プロジェクトが展開されており、全国で約5,000カ所の登録を目指しております。その趣旨は、平成14年の学校週5日制の完全実施までに川で遊ぶにふさわしい場所を選定し、子供たちの遊びや体験活動の場として河川の利用を促進することにより、地域での子供たちの体験活動の場や機会の充実を図ろうとするものであります。そして、そのハード面の整備に当たっては、可能な限り現状の水辺を利用したものになるよう配慮し、建設省所轄の事業制度にある水辺の楽校プロジェクト等を活用して、重点的に整備を行うものとされております。

現在、幸生地区の猿山沢に整備中の水辺の楽校プロジェクトは、まさにこのような背景から整備されてい

るもので、単なる治水整備ではなく自然の変化を子供たちに伝える場、あるいは、子供が遊び自然と共生することが実感できる場であることを基本方針としております。その基礎プランの策定に当たっては、教育委員会も整備検討委員会のメンバーとして参加しております。地域住民はもとより、地元の幸生小学校の子供たちもアンケートに答えております。また、幸生小学校の裏山というとらえ方で、各学年ごとに四季を通じて利用するプログラムが考えられているものであります。

平成14年の完全学校週5日制を控え、議員がお考えの魚釣り自由区域などの環境が整備されることは、豊かな自然体験ができる場所と機会を充実させ、ゆとりの中で生きる力をはぐくむものとして大きな期待を寄せているところであります。そして、寒河江の子供が寒河江のよさを十分感じて成長し、本市の学校教育の目標である「感性豊かで、みずから学び、たくましく生きる児童・生徒」になってほしいと願うものであります。

以上であります。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 大変ありがとうございました。

魚捕りの自由区域については、おおむね、何とかしましようということだろうと思います。ただ、高松堰が頭首口が平成17年までだと言っていますけれども、今、春の期間は水を流しているわけですから、その間だけでも魚捕り自由区域の設定はできるわけですので、その辺をもう少し、何か土地改良区との問題もあるというようなお話もあったようですけれども、なお一層の御努力をお願いしたいなというふうに思っております。

この魚捕りの自由区域の設定というのは、私が発想したのは平成8年のころだったと思いますけれども、大江町の七軒西小学校で山里留学校制度があるんですね。都会から来た子供たちが川で遊んでザッコしえめしたり何かしていると。ところが、地元の子供が全くそれを知らない。逆に、都会の子供について行って川で遊ぶこと、楽しむことを覚えたという新聞記事がありました。何で地元の子供が川で遊ばないのか。都会の子供の方が知っているなんてそんなばかなこと世の中にないんでないかというのが、この魚捕りの発想なんですけれども。

今教育委員長の方からもありましたけれども、一番求められている中で、魚捕りすることが子供の教育に一番有利だというふうなのがありましたので、今回御提案申し上げたところでございます。

それと、もう一つ、西村山地区青少年育成団体協議会ですか、西村山管内の中学2年生 360人、高校2年生 380人、自分の住んでいる市や町に何を求めるかと。1番が、みんなが遊べる施設をつくってほしい。2番目が、自然を壊さず将来に残してほしい。3番目が、楽しいイベントを多くしてほしい。こういうような結果で、結論としては、子供たちはもっともっと遊びたいんだと。遊ぶ場所がない。

大変恐縮でございますが、今の御回答を見ていると、行政の100%といいますか、ミスを起こさない回答で、市民が何を求めているか、それに対応するのが今の行政のあり方だろうと。何かこう、答弁が優等生の回答で、本当の市民の要望は何かというのが何か実感として感じられないというのが私の実感であります。

それと、今時代は物すごい進んでいるし、行政も非常に変わってきたと。建設省にしても環境庁にしても文部省にしても、非常に変わってきているというふうに。我々のところにもそういうアンケート調査が皆来ています。ですから、寒河江市で、我々の漁業組合関係者が先ほど申し上げた魚捕りやそういうものがどこにどういうものが欲しいんだと、すべて、建設省にも県にも来ているはずで。そういう回答が私のところに、手に届いております。

そんな中で、非常に進んでいる中で、私の同僚議員の松田議員も、今自然学校というものが物すごいふえてはいると。ただ、プロとしての指導者がいない。虫一匹、花一個聞いてもそれに答えられる指導者がいないというようなことで、松田議員が今自然学校指導者ということで資格をとるために大変御苦労なさっているようですけれども、これからは、そういう時代だということを先見をしているなというふうに松田議員には特に敬意を表しているところであります。

そんな形で、今回のこの魚捕りの自由区域の設定についてですが、こういう団体から今来ているんです。今月の26日まで回答しなければならぬのでこの一般質問に取り上げたわけですがけれども、川や水の活動団体調査実行委員会、これを今月の26日まで報告しなければならぬんですけれども、そんな形で、今市長と教育委員長の方から前向きなお話をお聞きしましたので、実現するだろうということで回答したいというふうに思っています。全国のネット、全国水環境交流会、それから、NPO法人水環境北海道、NPO法人水環境ネット東北、九州水環境ネットワーク、鶴見川流域ネットワーク、多摩川センター、川のフォーラム、川のイエローページ、社団法人日本河川協会、ここから、私の方の先ほど申し上げた仮称の協議会として今どういうことでどういう実効を果たそうとしているのか、その回答を求められているような現況であ



ります。先ほど前向きな回答がありましたので、答えておきたいなというふうに思っています。

それと、歩くプールの件ですが、大変恐縮ですけれども生活環境課長にちょっとお聞きしたいんですが、市民浴場に1日どのくらいのお客さん、年間でどのくらいお客さんが来ているんですか。生活環境課長、わかりますか。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

伊藤忠男議員 生活環境課長に後ほど答えていただきます。年間でどのくらい市民浴場に来ているか、ちょっとお願いしたいと思います。

それと、何か市にある温水プールを利用したいというような意向なんですけれども、今寒河江市の市民4万3,000人の中で寒河江市内の歩くためのプールを利用しているのが800人くらいいるんです。人口に占める率は1.8%くらいなんです。私は「90%以上の高齢者」と言っています。これが8,666人。これは20%なんです。民間のプールに、行ける人はもう行っているということなんです。私が言いたいのは、そこに行けない、温泉に行って体を何とかしたいということで行っている人に対してやっていただきたいというふうに言っているんです。

その場合に、「維持管理がかかる」というふうにおっしゃっていますけれども、私は、全く逆でないかなというふうに思っているんです。と言いますのは、課長から答えもらえなかったんですけれども、大体年間40万人くらい風呂に来ている。100円とれば4,000万円です。1億円投資して2年半です。40万人の人が必ず歩くとは思わないですけれども、半分としても2,000万円。1億円かけても5年。ただで私やるべきだと言っているわけでもないんです。何かこう、回答を見ると、行政で考えていることであって、市民の要望が入っていない。頭だけで考えている。じゃ、我々市会議員は何のためにいるんだと、こういうふうになると思うんです。

歩くプール、ちょっと誤解しているのかなと思いますけれども、歩くプールの場合は温泉は絶対使いませんからね。温泉を使ったんでは、体に逆に悪くなるわけですから。空気の抵抗と水の抵抗は883倍違うわけですから。100メートル歩けば2,000メートル歩くくらいの効果、もうそれ以上あるんです。正式に言えば、1メートル歩くことで883メートル歩いたことになるんです。でも、上半身が出ていますから100%は見られない。ですから、10倍、20倍、30倍の効果があるというふうに見ているんです。

温泉を利用してくださいと言うのは、排水する温泉、温泉に使った温水を、ただ室内温度のために周りに循環させるだけの効果だけなんです。中は水です。温泉は使いません。ただ、民間のプールでも金がかかるのは、室内の温度を高めるためにかかるんです。それを、市民浴場なら市民浴場に使った温泉を周りに配管すれば、それだけで温度が出るんです。ですから、維持管理なんかかからないんです。20万人なら2,000万円入るわけでしょう。例えば、そういう技術者が欲しいというなら、民間から何ぼでも採用できるわけです。だから、何か、前向きに考えようとしなさいといいますが。じゃ、よその市町村ではどうかと。皆やっている。その辺非常に私もいだちを感じるわけですけれども、歩く温泉プールについて再度市長に御質問申し上げます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 歩く温泉プール、何回も御質問を受けたわけでございますけれども、さっき申し上げましたように、建設するとなりますとそれなりの投資が必要じゃないか、あるいは適当な場所があるかどうかということもあるわけございまして、あるいはまた、管理する上におきましてただ水の中で歩かせればいいということじゃなくて、いろいろ、何ていいますか、今言うところの指導員みたいなとか、あるいはそれに付随したところの体の調子を見てくださるような医療面からの対応というようなものも、これも当然、公の施設としてつくるといふことになればそのくらいな体制というものはとらざるを得ないのではないかなと、こう思っているわけございまして、ただ10メートルの幅で20メートルの場所だけあればいいというだけの問題ではないのかなと、こう思ったわけでございます。

それから、もう一つには、ちょっと私の方の誤解と申しますがあったわけでございますけれども、温泉でと、こういうような話でございましたので、温泉を利用するということになりますとこれまた非常に場所的な制約もあるわけございしますが、今詳しくおっしゃられましたように温泉は利用しないんだと、排湯の熱を利用しての室内温度を高めるためにただ使うだけだと、こういうことございまして、ちょっとその辺の私の方との行き違いがあったわけでございます。水でいいんだと。ただ室内を暖めればいいんだと。それを温泉を利用してできないかと、こういうような御提案でございます。

それこれ考えましても、今すぐというわけにはまいらないだろうと、こういうような先ほどの1問での答弁になるわけでございますけれども、したがって、ことしから本格的に民間の施設やら、あるいは既存の施設というものを使って歩くプールを利用させていただくと、こういうようなことを考えておるわけございまして、来年度当たりからならばさらにその回数などもふやして、いろいろ市民にアピールしていこう、そして、成人病、生活習慣病ですか、そういうことにならないようにというような対策を講じてまいりたいと、こういうことございまして御理解いただきたいと、このように思っておりますのでございます。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 ありがとうございます。

ただ、一つだけ申し添えておきますけれども、維持管理あるいは指導者というようなことを心配なされているようではありますが、今寒河江の住民にはそれだけの人材がたくさんおります。今もそういう派遣制度を全部やっております。そんなことで、質問する限りにおいてはそういうものを、体制を全部理解しないと質問できないというふうに思っておりますので、その維持管理とかあるいは指導者、そういう人は、寒河江市にはたくさんのお人材がおりますので、その辺は御心配なく、ひとつ再度、実現するように御要望を申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市民が関心を寄せ改善を望んでいる公民館問題について、市長並びに教育委員長に順次質問をしてみたいと思いますので、誠意ある御答弁をお願いいたします。

公民館、それは社会教育法により設置することとなっており、社会教育活動の拠点として大きな役割を果たしております。殊に、地域にある公民館分館は住民の身近な交流の場であり、研修の場であり、地域づくりの拠点となっているものです。公民館に関する質問は、これまでに同僚議員により何度も行われてきておりますが、パオビルの取得をめぐり、公民館の活用なども含めて質問をしてみたいと思います。

最初に、市の所有する土地に建設されている公民館分館の借地料軽減についてお伺いいたします。

寒河江市には、現在、市内を大きく四つに分けた南部地区、高松地区、柴橋地区、東部地区の地区公民館があり、そのもとに、57の分館があります。同僚議員が以前、公民館問題についての質問の中で、地域の分館はどのように位置づけられているのかと尋ねております。その問いに教育委員長は、各地域にある分館は、地域で設置し、維持管理をしている自治公民館であるとともに、社会教育法により設置されている公民館の目的達成のための施設であると位置づけています。

分館は、加入世帯が22世帯といった小規模のものから 924世帯といった大規模なものまでまちまちであり、活動の内容もさまざまです。その成り立ちも、古くは地域の中に集会所的なものが欲しいといった意見から、地域住民が積み立てをしたり、あるいは負担金を出し合いながら建設をしてきたのが始まりのようです。それが、社会教育法により地区公民館の建設が行われ、公民館の課題である教養や文化、スポーツなどを広く市民に行き渡らせるために、集会所的なものも含んで地区公民館の分館として取り扱われていったようです。ですから、世帯数がたった22世帯といった規模の小さなところから 924世帯といったマンモス分館に至るまで、市の条例によって館長・主事を置き、教育委員会が委嘱しています。地区公民館から分館に対する指導や援助などもあり、各分館ではそれぞれに特色ある事業に取り組み、生涯学習のとりでとして、また、地域社会づくりに大きく貢献をしてきました。

しかし、この公民館活動が財政的には大変苦しい運営を強いられていることは、市長も教育委員長も御存じのことと思います。分館の運営費は、加入している世帯からの維持費と公民館使用料収入に限られております。また、分館の建物が市の所有する土地に建っている場合は、市に借地料を払っています。その数は6分館あります。中心市街地で固定資産の評価が高い場所に建っている分館は、高いところで年間三十数万円の借地料を支払わなければならない、分館の予算に占める割合は1割から5割など非常に高くなっております。

分館は、地域住民が市の補助などを利用しながら建物を建て、運営費を出し合って運営しているのです。地区公民館分館は、自治組織であると同時に、行政が進めていくべき社会教育の拠点としても重要な役割を果たしています。財政的な理由から分館活動に支障が出たり社会教育活動の目的が達成されないといった事態にならないように、借地料の軽減、または無料化を考える必要があると思いますが、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、運営費に対する補助についてお伺いいたします。

この件についても、過去に同僚議員が質問をしております。平成6年度までは、各分館に運営費補助ということで各分館に1万円ずつの補助金が出されておりましたが、平成7年度からは打ち切れ、生涯学習支援事業に振りかえられたということです。生涯学習支援事業は、公民館だけが対象というのではなく、いろんな団体が対象となる事業です。総枠が200万円と限られた中では、なかなか利用できない、利用しづらい制度という声も出されております。

長寿社会の到来とともに少子化、青少年による犯罪が多発している昨今、生涯学習の必要性や地域社会の連帯、そして地域社会の教育力の必要性がますます重要視されてきております。そのとりでとして活動を展開していくことが公民館分館活動だと思います。活動を支える物心両面の支援がぜひ必要と考えますが、教育委員長のお考えをお伺いいたします。

次に、分館の規模の見直しについて伺います。寒河江市の公民館分館は、現在57分館があると聞いております。この57分館の成り立ちにはさまざまな歴史や経緯があり、一分館の抱える町会の数も世帯数も非常にばらつきがあります。高松・柴橋地区には集落ごとに分館があり、その規模も、木の沢の22世帯86人と最も小規模の分館も含まれております。それに引きかえ、旧寒河江市には、三泉、西根地区を含む東部地区には23の分館が含まれております。その中でも最も規模の大きいのがひがし分館で 924世帯、人口は 3,419人です。

小規模分館と大規模分館とでは、おのずからその活動内容やスタイルが違ってくることは当然のことです。分館は、地域に根差したコミュニティー活動、文化や教養を高める拠点としての役割を持っていると思いますが、ひがし分館等においては22の町会、世帯数 924人口 3,419名を擁する巨大組織となっているのです。余りにもエリアが広いために、公民館の行事にもなかなか参加しない、できない。駐車場がないために車で行くこともできない。町内会の総会や集まりにも、公民館を使用することが全くないといった町内会がふえてきております。一つの分館が、距離的にも、世帯や人口規模でも大き過ぎるために、分館としての機能が発揮できないばかりか、管理運営に当たる館長や主事も大変な苦勞をしているのが実情です。

1分館としての機能を十分発揮できる規模とは、どれくらいと考えておられるのでしょうか。また、分館の分割ということも考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

分館とともに、地区公民館の見直しも必要なのではないのでしょうか。

寒河江市の公民館は、中央公民館のほかに東部地区、西部地区、南部地区、柴橋地区の四つの地区公民館がありますが、西部地区、柴橋地区、南部地区の三つの地区公民館は、それぞれに集落あるいは旧町村を一つのブロックとした地域を守備範囲として存在しています。三つの地区公民館の中で分館の数が一番多いのは西部地区で、20分館で世帯数 2,041、人口 8,601人となっております。柴橋、南部地区にはそれぞれ七つの分館がありますが、世帯数では柴橋地区 1,372、南部地区 1,318、対象人口は柴橋 5,522人、南部地区 4,829人とほぼ同じ規模になっています。

ところが、東部地区公民館は、寒河江地区、西根地区、三泉地区と三つの地区を担当する非常に広い守備範囲を有しています。東部地区管内の分館の数は23分館であり、世帯数も 5,808世帯、人口は2万 4,065人と、寒河江市の人口、世帯数のほぼ半数を占める数となっています。

このような大規模なエリアを一つの分館が担当することには無理があるのではないかと私は考えます。

東部地区公民館は、現在、文化センターの中の中央公民館と同じ部屋に入っており、職員の方も中央公民館の仕事と兼務しながら仕事をされています。東部地区公民館のエリアを見直しし、地区公民館の機能が十分に発揮できる体制をつくっていくべきだと思います。公民館の仕事に携わっている人は、東部地区公民館がどこにあって担当の職員がだれなのかわかっていると思いますが、一般市民にとっては、中央公民館も東部地区公民館も区別がつかず、どこがどんな仕事をしているのか皆目わかりません。もっと市民の身近なところで公民館活動や社会教育活動をリードしていく存在であってほしいものです。

そこでお聞きしますが、東部地区公民館の規模を見直す考えはないかどうか。東部地区住民の中心部に位置するパオビルに、東部地区公民館を移す考えがないのかどうかお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

公民館の役割と目的につきましては、社会教育法第20条にうたわれており、これを推し進めるため、寒河江市公民館に関する条例におきまして、市では中央公民館及び4カ所の地区公民館を設置しておるわけでございます。また、御案内のように、各地域に公民館が置かれておるわけでございますが、これは昔からの組織として、一つの集落または複数の町内会単位ごとの地域における自治活動の拠点施設として位置づけられている自治公民館であるわけでございます。また、社会教育法上の目的達成のための施設にもなっておるわけでございます。

市の公民館整備事業費補助金交付規程は、こうした自主独立の自治組織である自治公民館の建設事業や管理運営面に補助を行うとするものでございまして、地域における自治公民館としての機能を十分に発揮できるように支援しようとするものでございます。

議員の質問の趣旨からいたしますと、市有地を借りて建設されているのは自治公民館でありまして、運営費総額に占める借地料の割合が大きく、公民館運営上大きな負担となっているということであり、活動しやすくするためには借地料を無料にするとかもっと低くしてもらいたいということのようでございますが、借地料の負担感はわからないわけではございませんが、用地を取得して公民館を建設した地域との均衡というものも考えますと、応分の負担はやむを得ないものと考えておるわけでございます。

公民館は、その地域の住民の施設でございまして、歴史的に地元住民の意思と負担により用地が確保され、整備されてきたものでありますし、公民館活動を支援するための公民館整備補助金交付規程におきましても、補助対象といたしましては、公民館の新築または購入、それから改造または増築、そして備品購入、そして駐車場舗装の費用を対象としておるわけでございまして、公民館用地の購入や借り上げに要する費用は補助対象とはしてはおらないところでございます。

以上のことから、公民館用地は必要に応じて地元住民の意思と負担により確保すべきところでございますが、地域によりましては適地が見つからないところもあり、また、たまたま市有地があったことから地区の要望により公民館用地として貸し付けられる場合があるわけでございます。

市有地の貸付料の算定につきましては、これまで慣例により固定資産税評価額の6%相当額を年額としてきましたが、この4月からはその土地の面積の適正な価格、いわゆる実勢価格の4%相当額を年額としておりまして、幾分軽減されております。また、この4%という料率は、市有財産のうちの行政財産の目的外使用許可の料率を準用したものでございまして、県や山形市などの例も参考にして設定しておるわけでございます。公民館用地の場合は、4%で計算した額からさらに4割を減額して貸し付けしており、負担の軽減を図っているところでございます。

公民館は、その地域に居住する住民の意識と負担により管理運営される施設であり、その地区固有の財産であろうかと思えます。用地を取得した他の地域との負担の公平を期する必要もありますので、借地料については御理解・御了解いただきたいと思います。

なお、公民館用地として無償で貸し付けしている土地もあるわけですが、こうした土地は登記上の手続から地元より市に寄附されたものであり、そのまま地元へ貸し付けしておるものものございまして、以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 まず、自治公民館への運営費補助について、御質問にお答えいたします。

地域における自治公民館の位置づけとしては、一つは、学習、文化、芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動を通じた生涯学習の拠点施設としての役割があります。二つ目は、地域の課題や身近な生活の問題などに対応する、まちづくり・地域づくりの機能を果たす拠点施設として大きな役割を担っていると考えます。

各地域ごとに存在する公民館は、地域の自治公民館であります。市行政と自治公民館活動の連携を密にするため、市が設置する各地区公民館の分館として位置づけ、行政の情報の提供と公民館活動の支援体制を整えながら、社会教育の目的達成を図っているところです。このようなことから、自治公民館の新築・改築、さらには備品購入等に対しては、公民館整備事業費補助金を交付して支援しているところです。

平成11年度には、補助制度の充実を図るため、建築費の補助基準単価の見直しをするとともに購入備品の対象品目と補助単価の見直しをしております。最近では、松川公民館、南新町公民館、東新山公民館の自治公民館建築に対して補助を行ってきたところです。

自治公民館の運営費に対する財政的な援助についての御質問であります。それぞれの自治公民館の規模と事業内容によっても住民の負担の違いがあると思いますが、運営としては、自治公民館を構成する住民が、みずからの負担で施設の維持管理と自主的に事業を実施していくのが自治公民館だと考えております。以前に、自治公民館に公民館分館活動謝金を交付していたことがありましたが、自治公民館は自主運営が本来の姿であることから、一律の補助金の交付は見直しをさせていただいたところです。

それにかえて、生涯学習の機運の高まりに対応し、平成4年度からは研修会や講演会、教養講座など、自治公民館活動の積極的な取り組みを援助するため、講師の招聘の一部を助成する生涯学習支援事業を実施してきたところです。

さらに、公民館連絡協議会で指定しているモデル公民館に対しての活動補助金については、引き続き継続してまいりたいと考えているところです。

また、今年度から、自治公民館活動と関連して、地域の子供は地域で育てることを支援するため、モデル子供会の補助金の交付団体数を拡大し、制度の充実に努めているところです。

次に、自治公民館の規模の見直しについての御質問にお答えいたします。

本市には、中央公民館と四つの地区公民館があり、社会教育の拠点としての自主事業を展開しながら、さらに、自治公民館として位置づけられている57分館との連携により、さまざまな共催事業の実施と支援をしております。

地区の自治公民館は、それぞれの地域の方々長い歴史の中で、地域活動の祭りや共同作業、そして、さまざまな事業を実施するときの拠点施設として活用されてきたものであります。これらの活動の中で培われた連帯意識が、まちづくりの大きな原動力になってきたものと思います。自治公民館は、施設というより、地域の公民館として事業を企画し実施するためのしっかりとした運営組織と、参加する人のつながりが公民館にとって最も大切なことと言えます。その意味から、一概に自治公民館のエリアの大きさや構成する世帯数によって、公民館としての適正な規模をはかることは難しいことだと考えます。

また、パオ2丁目の施設を自治公民館として使えないかという御質問ですが、自治公民館については、地域の方々土地や建物を整備し、自分たちで自主的に管理・運営する施設でありますので、特定の地域の自治公民館として位置づけることはそぐわないものと考えます。パオ2丁目ビルは、広く会議や集会のために使用するのであれば利用をいただける施設であると思います。

次に、東部地区公民館の規模を見直し、地区の中心部に位置するパオ2丁目ビルに移転する考えはないかとの御質問にお答えします。

本市には、全市的な事業を担当する中央公民館と、東部・南部・柴橋・西部の四つの地区公民館があり、それぞれの地域とのかかわりの中で公民館としての機能を十分果たしているとともに、歴史的な経過の中で市民に定着しているものと考えているところであります。また、パオ2丁目ビル活用についての検討結果では、地区公民館入居については計画されておられません。さらに、職員の配置について言えば、中央公民館と東部地区公民館を担当する者が、相互連携により事業の推進が図られているところです。以上のようなことから、文化センターの中にある東部地区公民館だけを分離しパオ2丁目のビルに移転することは、現在では考えていないところであります。

今後とも、地区公民館として各地区の社会教育団体の方々や自治公民館とのより一層の連携を図りながら、活動の支援に努めてまいりたいと思っているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分



佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、予想していたとおり、大変むだのない名答弁でございました。

2問目、質問してまいりたいと思います。

借地料は平成12年度から実勢価格の4%になったということですが、こういう出し方といいますか、これによって、それでは平成11年度までの借地料が安くなるのかということになりますと、そうではないようですね。実勢価格といいますのは、やっぱりその年その年の地価の変動といいますか、固定資産の評価の高いか低いかによっても、この4%の額というのは違ってくるといふふうに思います。ですから、平成11年度との比較をちょっとしてみたんですけれども、平成12年度の方がかえって、幾らかではありますけれども高くなっているというところもあったわけです。ですから、これは、その年その年によって値段が違ってくるといふことがあるかと思えます。これは、3年に一遍の固定資産の評価替えのときには変わるかもしれないけれども、3年間は同じだといふようなことでしたけれども、やっぱり借地料の負担の軽減にはならないということだと思えます。

借地料を引き下げることについては、他の分館は自分たちで土地を購入してそこに建てているのであるから、それとの整合性もあるというようなことを市長はおっしゃいました。確かに、分館で、地域で土地を求めて負担をして建てているというところがあります。そういうところは、やっぱり地元負担を大分したといふふうに思いますが、それは購入するときには大変かもしれないけれども、でも、そこはその地域の団体の所有になるわけですね。ですから、それは自分たちのものになるということなんですけれども、借地をして建てている公民館については、何十年借地料を払っても自分たちのものにはならないということだといふふうに思います。ですから、そういうことを考えますと、やはり同じ公民館活動をするに当たっても、借地料の負担がどこまでもつきまとう地域の自治分館、そういうものがある限り、本当の地域のコミュニティーを図る、そして、公共的なそういう活動をする、そういうことにはならないのではないかといふふうに思うわけです。

この借地料の条例上は、寒河江市の普通財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例というものの中の第4条が当てはまっているんだといふふうに思うんですが、第4条では「普通財産は、次の各号の1に該当するときはこれを無償、または時価より低い価格で貸し付けることができる」といふようになっておりまして、その として「他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき」といふような項目があるわけです。ですから、これは無償にすることも可能だといふ条文だといふふうに私は思うんですが、これを無償にできないというのは、やはりほかの公民館とのいろいろな整合性があるからだといふふうに、そういうお答えなのかなといふふうに思うんですけれども。

そういうふうに言いますと、パオビルに今回入ることになっております、5階に入るライオンズクラブとか臥竜ライオンズクラブ、ロータリークラブ、そういうボランティアの団体、それは無償で入るといふふうになっておりますけれども、そういう無償で入るといふ、何でそれが当てはまるのかといふふうなことになりますと、この第4条がそれに当てはまるのかなといふふうに思うわけですが、ライオンズクラブや臥竜ライオンズクラブがこの第4条に照らして公益事業の用に供する団体であるということによって無償にするのであれば、公民館もそれに当てはまるのではないかと私は考えるわけですが、その点いかがなんでしょうか。それ1点、お伺いをしたいと思います。

それから、運営費の補助についてですけれども、さまざま建設費に対する補助とか備品に対する補助とか、そういうものがついているんだといふふうなお答えでした。確かに、新しく建設をする、あるいは増築・改

築をするときには、それに当てはまる部分があるというふうに思いますが、古くなって雨漏りがするとか畳がえをしなければいけないとか、さまざまな増改築をしなければならぬところが出てくるといいまでも、それが該当しないものがたくさんあるわけです。例えば、屋根がえですとか畳の交換ですとか床の張りかえとか、そういうものは該当しないわけですね。それは、その自治公民館の分館の中で、それを自分たちの力でやりなさいということだと思えます。

しかし、先ほども申しましたけれども、運営費補助、平成6年までは1万円ついていたんだけれどもこれもなくなったということで、分館の館長や主事さんたちが非常に不満を漏らしていたことを私は聞いております。

また、生涯学習の支援事業も、講師の謝金に対してこれを使えるんだということだったんですが、この額、総額で200万円ということになっていきますけれども、これが昨年までですと1回5万円を限度として3回まで使えると。ですから、これは15万円使えたわけですがけれども、ことしからはこれが3回で5万円というふうに、頭打ち、3分の1に減らされたということなんです。

また、分館の活動振興補助金というものが、これは1地区当たり2万5,000円、これを8地区に出していたということなんです、これもことしからなくなってしまったということのようです。そのかわりに、子供たちの育成に対する補助金としてそれを振り向けたというような形になっているようですけれども、子供たちのそういう社会教育活動に対する補助金をふやすということは、それは大変結構なことなんですけれども、一方を減らしておいてその財源を生み出して、減らした財源で子供育成の方にそれを振り向けるというようなことというのは、とんでもないことじゃないかというふうに思うんですね。

公民館の運営に当たっている主事や館長などは、本当のボランティア活動でありまして、1年間に1万5,000円とかそれくらいの手当しかない中で、仕事も犠牲にして、家庭も犠牲にして、地域の公民館活動のために一生懸命になっているわけですが、そういう人たちのボランティアの精神に支えられているわけです、この分館活動といいますのは。ですから、これは、地域でつくった分館だから地域でどうにかしなさいという答えでは、余りにもこれはひど過ぎるんじゃないかというふうに思うんです。

先ほども言いましたけれども、高齢化社会、それから少子化社会、また、青少年の非行が多発しているそういう状況の中で、社会教育活動というのはもっともっと進めなければならない事業だというふうに思うんですが、それに対して年々この補助金、そういうものが減らされていっているということは、本当に大変なことだというふうに思えます。ふやしていくのが当然だというふうに思うんですが、その点、もっと公民館運営に対する補助金、または増改築に対する適用範囲を広げるとか、そういった手当てをすべきだというふうに思いますが、その点いかがお考えかお伺いをいたします。

それから、分館の規模の見直しについては、これは地域の人たちがつくり上げてきた分館だから、こういうふうに見直しをしなければいけないとかここからこっちはこうというようなことを、行政としてはそういうことはなじまないというような答えだったというふうに思います。ですけれども、これもやっぱり、私はひがし分館の範囲にいるわけですが、ひがし分館の例をとってみますと、非常に範囲が広がっております。1年に1遍も公民館を使用しない、そういう町内会もたくさん出てきているわけです。

公民館活動は、もちろん、館を使用するというだけではなくて、その館を中心としていろいろな社会教育活動、そして教養や文化を高めていく、そういう目的があるんだということで、それは理解できるんですけれども、そういう活動にもなかなか参加しづらいという現状があるわけです。まして、ひがし分館の場合は、駐車場もございません。ですから、地域が離れているところの町内会からは、なかなか参加しづらいというようなこともあるわけです。ですから、そこに住んでいる住民たちが、自分たちの公民館を持ちたい、そういう動きが出た場合、確かにひがし公民館から脱会をしている町内会も出てきているわけです。ですから、今どこの公民館にも所属しないで、そういう公民館活動というものにも参加をしていないという町内会

があるわけですが、そういう町内会が自分たちの分館を持ちたいとしても、土地の購入の問題ですとか建設費の問題ですとか、そういう問題があってもなかなか自分たち独自の分館を持つことはできない、そういった場合に、やはり公共的な施設の中にそういう分館を入れてもいいのではないかと私は考えているところです。

いろいろな人の話が聞こえてくるわけですが、ひがし分館そのものがあのパオの中に入ったらどうなんだというような意見も出ているわけです。ですから、パオ取得の目的は、やはり地域の活性化、地域の商店街の活性化とか、人の流れをよくして町を活性化させるために購入するという目的があるわけですので、そういう目的からすれば、やはり地域住民に開かれた公共的なものに使っていくというのも一つの考え方ではないかと私は考えているところです。

東部地区公民館についてもそのことが言えると思うんですけれども、やはり文化センターの中に中央公民館、そして東部地区公民館が一緒に入っているわけですが、一つのフロアの中で表示一つなんです。ここが中央公民館、ここが東部地区公民館というような表示がされているだけで、全く区別がつかないという状態だと思います。ほかの地区公民館は、一つの施設がちゃんとありまして、そこに主事・館長が配置されておりまして、住民が気軽にそこに行っているいろいろな相談をしたり交流を深めることができるわけですが、東部地区公民館の場合はそういうこともなかなかできない。どこに職員がいてどういう担当をしているのか、それさえもわからないという状態だと思うんです。ですから、もっと地域に開かれた地区公民館であってほしいと思うわけです。

西根、三泉地区は、昔からの集落にある公民館が一つにまとまっているわけですが、そこはそこでまとまりをつけて公民館運営をすることができるというふうに思うんですけれども、寒河江地区の場合は非常に多くの世帯数を擁しておりますし、それを一つにまとめていくということになりますとなかなか職員の方も大変だろうというふうに思いますし、分館長や主事の方たちも、その運営に非常に苦勞をしているわけです。ですから、パオの中に、東部地区公民館を入れるというようなことも一つの考えではないかなというふうに私は思っているところです。それについての御見解を伺いたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 貸し付けしておるところから使用料をちょうだいするというようなことは、先ほども申し上げましたけれども、やっぱり貸し付けしているわけですからそれなりの御負担をちょうだいしなければならぬという考え方でございまして、その具体的な額の算定につきましては、先ほど申し上げましたように、評価額とか、あるいは実勢価格とか、あるいは割り落としとかいろいろ考えて、そしてなるべく負担にならないようなことをやっておるんだというようなことになろうかと思っております。

それから、これはあくまでも自治公民館でございますから、お借りしている自治公民館の場合ですとそれなりに借地料もあるわけですがけれども、自分たちで土地を求めてそこに建設して運営しているというのが非常に多いわけでございますので、そういうこともやっぱり考え合わせなければならないんだらうと、こう思っております。

それから、奉仕団体、ライオンズとかロータリーとの関係はどうかというようなことのお尋ねでございますけれども、自治公民館というのは、これは地域づくり、あるいはその中での自治活動というものの自分たちの活動というもの、あるいは生涯教育活動というものが主体になっておるわけでございますけれども、ライオンズとかロータリーということになりますと、これは奉仕活動だというようなことですから、公民館の自治活動というのと、それからライオンズ等の奉仕活動というのは、それは性格としておのずから違うのではなからうかなということで、着目して、パオ2丁目寒河江ショッピングセンターを使用させる場合につきましては、ライオンズ、ロータリーにつきましては賃借料というのはとらないというように考えたところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 佐藤議員の第2問についてお答え申し上げます。

まず、補助金関係ですが、補助金には、建物等に対するハード面の補助と、それから運営面の補助等ソフト面の補助というふうに考えておりますけれども、ハード面の補助については、この補助制度の充実を図るということで、平成11年度から建築への補助基準単価の見直しとか、先ほど第1回目の答弁でお答えしましたけれども、備品等の対象品目、それから補助単価の見直しというふうなことで、現状に合うような形で見直しをしているということで御理解をいただきたいというふうなことでございます。

それから、ソフト面の補助については、かつて一律1万円というふうにやってあったわけですが、そういうのでなくて、現在、情報化・国際化、あるいは高齢化・少子化なんていうふうに言われておりますけれども、生涯学習化というものも確実に定着して充実してきているというふうに思っております。そういったことをさらに支援するというような意味で、生涯学習支援事業という形で補助を行っているというふうなことでございます。

また、子供会育成というふうなことについてかわってきているということですが、これも時代の要請、現状の教育のありよう等について、地域全体が地域の子供たちを育てていくという、そういう視点を大事にしながら、子供会の育成に補助をするというふうなことで取り組んでいるところでございます。

それから、ひがし分館をパオの中というようなこともあったわけですが、先ほど市長からもお話しありましたけれども、パオの中にそういう施設を移すのではなくて、パオの中の教育・文化的な機能を十分生かしながら御利用いただくというふうなことでお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 借地料の問題、ライオンズクラブとかロータリークラブとか、そういうボランティア団体が無償で借りることができるということについては、それが悪いというわけではないんですけども、何を基準にして無料化になるのかということが私たちは合点がいかないわけです。この点については、後ほどまた別の方が質問をすることになっておりますのでその中で深めてもらいたいというふうに思いますけれども、寒河江市の財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例の中の第4条の中では「普通財産は、次の各号の1に該当するときは無償または時価より低い価格で貸し付けることができる」となっているわけですが、これ、現在は、「市有財産の目的外使用の料率というので決めている」というふうに市長はさっきお答えになりましたけれども、これは幾らにしなければならぬというような基準はないのではないかと私は思うんです。低い価格で貸し付けることができるということに当てはめるならば、これをもっと引き下げることも可能ではないかと私は考えております。ですから、本当に財政的に厳しい分館活動の現状を考えていただいて、もう少し利用しやすい公民館にさせていただきたいと、こういうことで、借地料の引き下げのことを再度お考えいただきたいというふうに思います。

それから、運営費の補助については、ハード面とソフト面でいろいろ改善をしているんだというふうな答弁でありましたけれども、確かに、補助基準の見直しとかそういう改善をなされているというように思いますけれども、適用する範囲といいますか、それがまだまだ狭いというふうに思います。ですから、本当に必要な部分に対して適用になるような見直し、そういうことも進めていただきたいというふうに考えているところです。

あとは、分館活動というのは、非常に地域住民にとっても、また、寒河江市全体にとっても大切な社会教育の一つだというふうに思いますので、これを進める上からも、時代の要請で子供会に対する補助なんかもふやしていったというふうなことがありますけれども、もう少し、分館活動に対するそういう運営費の補助というようなことも考えていただきたいということを要望いたしまして終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども答弁申し上げたとおりでございます。この使用料につきましては、自治公民館の、あるいは分館という看板も持っているわけでございますけれども、その果たす役割というものを認識しながら、低額に抑えるという考え方から、先ほども申し上げましたように、料率を低くしたり、あるいは、さらにそれから割り落としをかけたりのようなことをやっておるわけでございますので、これは御理解いただけるのではなかろうかなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時43分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱がれても結構でございます。

## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男君 登壇〕

川越孝男議員 私は、社民党市民連合の一員として、通告している課題について順次質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

まず初めに、土地開発公社への委託の現状と改善策についてお伺いいたします。

私は、土地開発公社による土地の先行取得を否定したり批判するものではありません。これまでの役職員の皆さんの御努力によって良好な経営状況にあり、評価をしているところであります。しかし、運用面では多くの問題もあります。したがって、それらを是正する立場から、昨年の6月議会に引き続き、重ねてお伺いいたします。

開発公社への委託による土地の先行取得の問題点の一つは、地方自治法で定められている議会の議決権が実質的に形骸化されてしまっているということであります。

二つには、実施計画に関係なく、土地の先行取得がなされていることであります。

その結果、三つ目の問題としては、市が買い取る時期やその財源が明らかでないために、財政硬直化の要因をはらんでいることであります。

そして、四つ目には、公社の役員に市議会議員が就任していることから、市で取得する時点で、議会で議決すべき事案についても、それ以前に、公社の理事という立場であっても同一人がその事案について先に決定するというようになってしまうことであります。

そして、五つ目には、公社が情報を公開されていないために、理事会内部の運営が閉鎖的で、本来すべての資料について十分審議すべきところだが、すべてを明らかにされず制限されている実態もあるわけであります。

さらに、今議会の初日の予算審議の際に明らかになりましたが、市の委託で土地開発公社が取得した市役所駐車場用地を、市が借りて整備し、市で買い戻す平成17年3月までは市が借地料を払って使用するという、こういうことも明らかになりました。

また、用地交渉が難航し中断状態になっていた市道石川西洲崎線道路改良事業の用地取得事業の委託を受けた公社は、補償内容の確定によって、先ごろ取得費に2億900万円の増額補正を行ったところであります。

そこで問題となったのは、特殊な事業のため、補償基準が定められていないそうであります。そのような中で、多額の補償額の妥当性を判断できる客観的資料の理事会への提出を求めましたが、提出されないまま多数で決定するという運営がなされてしまいました。これは、当局と関係のない公社自体の問題でありますが、しかし、さらに心配されるのは、今後改良事業が補助事業に採択されず、特定事業として実施されるそうであります。その財源は、起債を起し、その50%が交付税で措置されると見られているそうでありますが、補助事業同様の事前協議がなされていないことから、事業費がそのまま認められるのかといった心配がされているわけであります。

こういったさまざまな問題があるわけでありますが、先輩議員の話によりますと、これまで申し上げたようなさまざまな問題を起こさないために、以前は、公社に委託する場合、当局より議会の議長に対して事前に話があったそうであります。そして、議長より会派の代表者会議などに伝えられ、それぞれの議員に伝わっていたそうであります。これからもぜひそういった関係をつくっていただきたいと思うのでありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、の中長期の財政計画策定の必要性についてお伺いいたします。



私たちは、これまでも中長期の財政計画の策定を求めてまいりました。しかし、当局は、交付税など国の財政状況や経済の先行きが不透明なことを理由に、中長期の財政計画の策定は困難であり、3年ローリングの実施計画で対応したいとされてきました。

ところが、前に述べたとおり、3年の実施計画に関係なく土地の先行取得の委託が行われている実態や、また、行政改革を進める上でも市民の皆さんに理解をしていただくことが必要であり、寒河江市の財政実情を知ってもらうことが必要であります。そのためにも、中長期の財政計画を策定し明らかにすべきだと思えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、チェリークア・パークの現状及び課題について、土地に関する問題と民活連絡会についてお伺いいたします。

一つは、民活エリアの土地についてであります。ホテル王将と湯坊いちらくの契約解消に伴う臨時議会場で返された土地については、当局は「早急に相手を探し売買契約を目指したい」と言われておたわけですが、現在会計年度も3年目に入っているわけでありまして、契約のめどはどうなっているのかお伺いいたします。

二つには、市の委託を受けた開発公社は、委託どおりに買収、造成、登記業務を終了し売買契約をしたのに、市と企業との契約解消は、公社とは無関係の市側の課題であるのに、公社に管理を戻すというやり方をされているわけですが、これは行政の責任隠しのやり方であって改めるべきだと思うのであります。

三つには、そういったことを防ぐために工業団地同様の手法ですべきだと求めたのに対して、当時当局は、「土地提供者の土地譲渡所得に対する1,500万円の特別控除を受けるためには、代行用地取得事業で進めなければならない」と言われてきたわけですが、公有用地取得事業として公社でやった場合1,500万円の特別控除は受けられなかったのかどうか、改めてお伺いいたします。

四つには、今関係者も含め市民の皆さんの心配の一つに、中核施設を担う中国パールが責任を感じて、近隣の市や町のどこにもあるような、不適切な表現かとは思いますが、中途半端な施設をつくられても、誘客の効果は期待できない。

したがって、具体的な計画を早く示していただきたいという声が強く寄せられているわけでありまして。したがって、中国パールの具体的な計画を早期に示していただきたいのであります。

五つには、民活連絡会の開催状況と委員の出席状況、そして、どういう内容で進んでいるのかも含めて明らかにしていただきたいのであります。

次に、各種委員会及び審議会への女性委員の登用拡大を初めとする改善の現状と課題についてお伺いいたします。

このことについては、平成7年6月議会でも伊藤 諭議員とともに、私どもの提案も示しながら当局の見解をただしているところであります。

それによりますと、偏った人選を避けるためには、選出区分が法律や条例などで定められている場合はその推薦団体の自主性は尊重しなければならないが、これからは、その推薦団体との意思疎通を図りながら、偏った人選を避けるようお願いをしたい。また、長期になる場合については、期間及び年齢に一定の制限を設ける方向で、行政委員会などから意見を聞きながら検討してまいりたいと答弁されておりました。委員の公募については、法律や条例などで何号委員などというように選出団体などがはっきり定められている枠以外の、単に有識者などについては、その一部の人数については公募制を試行したい。その対象とする具体的な委員などについては、今後検討課題とされたいとしておりました。

また、女性委員の登用については、可能な限りお願いし、女性の声が反映、尊重されるように努めており、現在10%を超えているが、さらに向上に努めたいと答弁されていたのであります。そこで、この5年間どのように取り組まれたのか、その取り組みの実態と現状について市長にお伺いいたします。

さらに、教育委員長にお伺いしたいのでありますが、地方分権一括法の施行に伴い、従来の規制が緩和され自治権が大きく拡大されたと思いますが、そういった新たな状況の中で、教育委員会及び教育委員会がかわる各種委員会などこれまでと違った取り組みがされているのか、また、しようとしているのか、お伺いいたします。

女性の各種委員会などへの委員の登用状況を見ますと、2000年4月1日現在で全体で15.87%であり、この5年間で5%の拡大はあるものの、まだ男性中心には変わらない実態であります。数値目標を定め施策を展開すると同時に、意識改革を目指した具体的な取り組みも重要だと思っております。

そのような観点から見て、小中学校の入学式での新入生の呼名や卒業証書授与の際の順番が、各クラスごとに男子が先で女子が後にされているわけでありましたが、何の疑問もなく行われているわけでありましたが、最も多感な小中学校の時期に、言葉では男女平等を教わっても男性優位の感覚が身についてしまうのではないかとおられるのであります。そこで、入学式での呼名や卒業証書の授与の順番を各クラスごとに男女オープンで、生年月日順とか氏名の五十音順にすることによって、児童・生徒だけでなく保護者も含め、意識の改革になるのではないかとおもうわけでありますが、このことについても教育委員長の御見解をお伺いいたしまして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、土地開発公社の問題でございます。

社会資本の整備において土地の取得の成否が大きなウエートを占めており、用地買収が終了すれば事業の大半が成功したとも言われております。御案内のとおり、用地買収は直接事業の担当課が行う方法と開発公社に委託する方法があるわけですが、行政が直接取得する場合は、手続や予算上のさまざまな制約から効率的な用地買収が困難な場合も出てくるのが事実でございます。それに比べて、開発公社に委託した場合は、民間の金融機関からも自由に資金借入れができ、予算に制約されず効率的な用地買収が可能となるというようなこと、それからまた、代替用の土地確保ができるということ、さらに土地の取得手続が機動的かつ弾力的にできることなどさまざまなメリットがあるわけございまして、そういうことで本市ではこれまで開発公社を積極的に活用し、さまざまなプロジェクトというものを実施し、今では県内陸部の中核都市としての発展もなされてきておるわけですが、開発公社の効果的な活用もその要因の一つになっておるのではなかろうかなと、こう思っております。

開発公社に委託する以前に議会に示すような関係をつくってほしいというようなことですが、これまでも申し上げてまいりましたとおり、これまで実施してきた大きな事業につきましては、これまでも議会の全員協議会等を開催していただきまして公社に委託する以前に議会にお示ししてきたところでございまして、今後につきましてもこのような形で議会に事業計画を説明してまいりたいと考えているところでございます。

また、議決要件に該当しないものにつきましても、御案内のとおり、地方自治法によりまして「普通地方公共団体の長は、土地開発公社を初めとする普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものにつきましても、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、次の議会に提出しなければならない」ということがあるわけでございます。その経営状況を説明する書類というようなことは政令で定められておりますが、これを見ますと、毎事業年度の事業計画、それから予算、そして決算に関する書類等ございました。御案内かと思えます。この規定によりまして、これまでも毎年6月定例会に行政報告しておりまして、今般の議会におきましても、平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算を行政報告として出しておるところでございます。この事業計画には、市から委託を受けて用地購入を行う公有地取得事業の一覧が明示されているところでございますので、それらをごらんになっていただければ、委託の内容等について十分御理解いただけるのではなかろうかなと思っております。

次に、中長期の財政計画のことについてのお尋ねがございまして、お答えいたします。

本市の財政につきましては、個性的で魅力的なまちづくりを積極的に推進している中で、数次にわたる国の経済対策に呼応して発行した市債の増加などによりまして公債費負担が累増し、さらに、介護保険制度を初めとした高齢化対策に要する経費等もあるわけございまして、確かに、厳しい状況下にはないとは申し上げられない状況にあるかと思えます。

そのため、行財政改革というのを引き続き積極的に推進して経費の削減を図り、各種施策の優先順位について厳しい選択をして財源の計画的・重点的配分に努め、さらに繰り上げ償還も継続的に実施いたしまして、公債費負担の軽減を図りながら、市民生活環境の向上に寄与する事業や第4次振興計画に掲げた主要プロジェクトの推進に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

この第4次振興計画の具現化につきましては、3カ年の実施計画を策定して推進しているところでございますが、実施計画の実効性を担保するためには、計画策定の段階においてその財政的裏づけが的確に行われ

ていなければならない、そのため、実施計画策定と同時に3カ年の財政計画を策定しているところでございます。

この財政計画の策定に当たりましては、三つの財政運営の基本原則、一つは財政の健全性の確保、二つには財政運営の効率化、三つには財政運営の適正化に意を払って策定しておるわけでございますが、計画策定の期間は、計画目標の設定との関連から、その見通しが可能な範囲でなければならないと思っております。

財政計画は、市町村行政の施策を実現するための具体的な実行計画としての性格を持つものであることから、現実性の強いものでなければならないと言われていたところでございます。そのため、毎年度、前年度の決算見通しが確定的となる時期から翌年度の予算編成までの間において、その年度の財政の結末というものを推計し、これを基準に次年度以降の計画を策定することが適当であることから、本市においては、3カ年の実施計画と同時に、財政計画をいわゆるローリング方式により策定しているところでございます。

土地開発公社に委託している物件の買い取り時期との関連で、中長期の財政計画を策定すべきではないかというようなお尋ねもあったわけでございますが、これまでも議決を必要とするような大きな事業の場合につきましては、先ほども申し上げましたように、議会の全員協議会を通しまして公社に委託する以前に事業説明というものを行い、御理解を賜ってきたところでございます。しかしながら、議会の議決を必要としない、いわゆる予定価格2,000万円以下、土地については、5,000平米以下の物件については、事前の説明は行っていないわけでございますが、こうした物件の取得に当たりましては、事前に実施計画に登載するとともに事業実施年度の予算に計上して御審議をいただいているわけでありますので、決して議決権の形骸化にはなっていないと思っております。

また、これに関連した中長期の財政計画の策定についてでございますが、今申し上げましたように、実施計画と財政計画というものは、行財政を運営していく上で表裏一体となるべきものでございます。財政的な裏づけがなければ実施計画にも登載できないものでございます。本市におきましては、向こう3カ年の実施計画策定と同時に財政計画も策定しておるわけでございますが、財政計画の策定に当たっては、当然にして将来を見据えた上で策定しているものであり、財政計画が余り長期間になりますと、国と地方の経済状況の変動など、財政に影響するところの諸要因についての予測の確実性というものが問題となり、実効性に乏しい内容となる危険性があるために、実施計画と同じ3カ年としているところでございます。御理解いただけるのではなからうかなと、こう思っております。

それから、クア・パークの問題についてお尋ねがございました。

まず、第1点でございますが、チェリークア・パークというものは、御案内のように市が計画した事業であり、道路公団にサービスエリアをお願いしたり、あるいはハイウェイオアシス構想を立てたり、そして、昨年の10月23日には念願のサービスエリアのオープンとなったわけでございます。さらには、県の公園というものを導入し、最上川ふるさと総合公園という都市公園というものをやっていただき、事業が順調に進捗いたしておるわけでございます。加えて、平成14年に開催される全国都市緑化フェアについても、公園事業とあわせ準備が盛んに進められているところでございます。

一方、新しい温泉の活用ということで、クア・パークの中に民活エリアというものを確保し事業を推進したところのものでございます。したがって、このクア・パーク構想というものは、国・県・道路公団・市とが一体となって進めてきた事業でございますが、民活の土地取得においても市が事業主体として取り組んできた事業でございます。

民活エリアの土地の取得についてでございますが、御案内のように、平成6年7月にクア・パーク用地整備造成事業といたしまして寒河江市土地開発公社に委託したものでございます。そして、平成10年の6月に市は公社から民活エリアの土地を取得し、事業参画者に分譲契約を行ったものでございます。その後、御指摘のように2社が、経済状況とかあるいは金融情勢等の事情から平成11年3月に契約を解除しなければなら

ない残念な事態となったのは御案内のとおりでございます。

民活用地の契約は、公社から市が取得する契約を結ぶとともに、市が民間に譲渡する契約を締結させたものでございます。それが、2社が市との間の契約が不履行となったものであり、それを受け、市と公社との間の売買契約の変更契約を行ったものでございます。その変更契約につきましては、平成11年3月30日の臨時議会で可決していただいておりますのでございます。

市と公社との間で土地売買契約を変更したのは、市が公社から土地を取得するに当たり、民間に土地を譲渡しその収入をもって公社から取得しようとしているものでありまして、売払収入が入ってこないということで変更契約をいたしたものでございます。

この土地の管理のことでございますが、この土地は公社が所有している土地でありますので、公社が土地の管理をしているところでございます。

また、金利につきましては、土地開発公社の運用上のことでありますが、自己資金で対応しているということでございます。

また、新たな参画者の見通しということになりますが、現在引き合いもあり、一日も早く新たな参画者を決定していきたいと、このように思っております。

それから、中国パールのことについてのお尋ねがございました。これまで議会におきまして何度か申し上げてきているところでございまして、近いところではことしの3月の定例会での一般質問に回答したとおりでありまして、これまで申し上げた内容を軸として経営戦略等々を踏まえて検討されているようでございます。民活事業参画者と同様に、平成14年の全国都市緑化フェアまでには立ち上げていただけるものと思っております。今後、具体的な内容が示されるような段階におきまして、議会にも何らかの形で御報告を申し上げていきたいと、このように思っております。

それから、民活連絡会、これについてのお尋ねがございました。クア・パーク民活エリア開発推進連絡会というものは、御案内かと思えますけれども、平成6年の9月に民活エリアの開発について総合的に検討し、開発事業の円滑化を図ることを目的として発足したものでございます。会長には、さがえ西村山農業協同組合代表理事組合長が当たっておりまして、現在、市を含めまして8社と、それからさがえ西村山農業協同組合で構成されております。

連絡会で開発事業に関する調整事項というものを協議することとなっているため、民活エリアを取り巻く状況の変化、あるいは情勢というものの変化により、必要に応じ会長が招集し、連絡会を開催するものでございます。したがって、事業参画者おのおの、独自の経営方針及び計画というものがあるものの、お互いの情報交換というものをしながら目的に向かって自社の計画を練り上げていくものでございまして、この団体の任意性から、その都度開催の状況を明らかにしていくという必要性はないと考えておるところでございます。

それから、各種委員会等への女性参加拡大についての御質問に答弁したいと思います。

御案内のように、昨年6月に男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。この法律の基本理念は、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会を形成すると定めております。

また、それを受けまして五つの基本目標を掲げておるわけでございます。御案内かと思えますけれども、一つには男女の人権の尊重であります。二つには社会における制度、慣行についての配慮でございます。三つ目には政策等の立案及び決定の共同参画。四つ目には、家庭生活における活動と他の活動の両立でございます。五つ目には国際的協調というものを掲げまして男女がよきパートナーとして共同して家庭や地域、職場などの活動に参画し、豊かな地域社会の発展を支えていくということでございます。

現在、国では、男女共同参画審議会基本問題部会というものを設置いたしまして、具体的施策である男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について検討中のようにございます。本市としましては、これらの動きに対応するため、ことし4月から社会教育課に担当部署を設けまして、男女共同参画社会実現に向けての本市としての総合的な施策に取り組むことといたしております。そして、この各種委員会等への女性委員の拡大に向けた取り組み等についての検討もしております。

この女性の登用の状況を申し上げますと、平成7年度の審議委員数に対する女性委員の割合については、審議会数26、女性のいる委員会数が17、審議委員数 297人、うち女性委員数29人で構成比は 9.8%でありましたが、平成12年度については、審議会数30、女性のいる委員会が24、審議委員数 379人、うち女性委員数が69人で、構成比は18.2%と大きく上昇している状況にございます。

これまで、女性委員の登用につきましては、委員の改選期にあわせて女性の積極的な登用を心がけて毎年比率を高めるよう努力してまいったところでございます。

各種審議会・委員会につきましては、それぞれの設置の趣旨・目的に照らしまして、学識経験等を市の行政運営に反映させ、適正な行政運営を図るために設置されているものでございます。そして、委員の選出については、審議会等の目的が政策審議、基準作成を目的とするものやら、それから、資格検定、行政処分に関するものに区分することができ、その設置の趣旨・目的によりまして、委員により代表される意見、学識経験等が反映されるよう、公正かつ均衡のとれた構成になるよう、法令・条例等により選出区分が明記されているものが多くあります。

「団体等を代表する者」や「役員」と規定されている場合は、選出団体等の事情もあると思っておりますので、委員の期間を一律に規定することではなく、当該団体が推薦するに当たってなるべく偏った人選を避けるような方向で、意思疎通を図りながらお願いをしているところでございます。

それから、職名等が規定されている場合は、当然その職名等に該当する人を委員としてお願いし、学識経験等については審議会等の設置目的に沿うように適任者を選んでおりますが、文化財保護委員会とか、あるいは市史編さん委員会などのように、委員を再任せざるを得ないような場合もあるわけでございます。

このようにしまして、おのこの審議会等で設置目的に沿った委員の選任・委嘱をしてきて、その結果を見た場合に、兼務の人が出てくることは避けられないものと思っております。

公募による委員につきましては、審議会の目的が市民各層の意見を反映させられるものについてと思っておりますが、法令等に職務、団体等、学識経験を有する者などの区分が規定されていることから、「学識経験を有する者」との区分に一部公募による委員を加えることが可能なのか、新たな区分を設ける必要があるのか、また、当該審議会等の委員としての適任性というものをどのように判断するか、応募方法及び応募してきた人の選考のための委員選考審査会などの制度も必要になってくるのではないかなと思っております。検討を、重ねて加えておる現状でございます。

また、地方分権一括法により、社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会などの委員の選出について見直しなども行われておりますので、後ほど教育委員長の方から答弁があるかと思っておりますけれども、審議会等の趣旨・目的などとの関連を研究しながらさらに検討し、可能なものについては試行していきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 男女共同参画社会にかかわる御質問にお答えします。

最初に、教育委員会所管の委員会等への女性登用についてお答え申し上げます。

女性登用については、今市長からお答えしました男女共同参画社会基本法の基本目標である政策等立案及び決定の共同参画を踏まえて登用することは当然であります。

さらに、ことし4月から地方分権一括法が施行されました。公民館運営審議会委員については必置規制が廃止され、社会教育委員、図書館協議会委員、公民館運営審議会委員の任命・委嘱については、1号、2号等の何号委員の規定が削除され、弾力化が図られました。

教育委員会では、改選期を迎えた審議会や委員会については、法律の改正によって委員選出の該当要件の枠が取り外され、社会教育団体、青年、各種グループなどから多様に登用できるようになったことから、選出委員の見直しを図ったところであります。その結果、各種団体の長に偏りがちだったものが、若い人や女性の登用比率が高まった委員構成になってきているところです。

その内容について具体的に申し上げますと、公民館運営審議会委員については、平成10年度は委員数48名で女性委員数8名、構成比16.7%、平成12年度は委員数40名で女性委員数9名、構成比22.5%で6%の増。社会教育委員、図書館協議会委員、公民館運営審議会委員の総数については、平成10年度は委員数73名で女性委員数15名、構成比20.5%、平成12年度は委員数63名で女性委員数15名、構成比23.8%で3ポイントの増となっております。いずれの委員会においても、女性の占める割合が20%を超えております。

次に、学校教育にかかわる御質問にお答えいたします。

学校教育の現場において、児童・生徒の名簿が男女別に作成されており、かつ男子が先に掲載されていることが男女平等社会の意識形成を阻害している一つの要因と見られるのではないかとということですが、確かに現在のところは、市内の学校において児童・生徒の名簿はそのように作成されているのが実情でございます。この背景として、学校現場においては、保健や体育等の教科を初め健康診断や合唱指導などにおいても、男女別に把握した上で実施する必要があるものも存在します。それらを円滑に実施する上で統一した一つの名簿を多方面に使用して、事務のふくそう化を避けるため、男女別に名簿を作成しているものであります。

男女平等社会の実現に向けた意識形成のために、積極的に男女混合の名簿を作成すべきではないかということにつきましては、実務上混乱を来さないように配慮しながら検討しているところであります。

以上です。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

〔鹿間 康地域振興課長 登壇〕

鹿間 康地域振興課長 先ほどの質問の中で、1,500万円の控除の件がありましたので、お答えしたいと思います。

地権者の土地譲渡に伴う控除と事業主体とのかかわりではありますが、今資料を持ち合わせておりませんが、寒河江市が事業主体となると1,500万円の控除があります。公社が事業主体になれば1,500万円の控除はできなかったものと思っております。

以上でございます。



佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 一通り答弁をいただいたわけでありますが、質問の趣旨と違っている分などもありますし、さらにお尋ねしたい点がありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

最初の、開発公社に対する委託をした際の議会側に対する情報の提供といいますか、そういう関係をつくってほしいと。以前にはそういうふうなことをやっていたというふうなことを申し上げながらお尋ねをしたわけですが、大きな事業については全協などで従来どおりしたいというふうなことで、開発公社のさまざまな細かいことについては、毎年決算報告や事業報告がされるんで、これを見ればわかるんじゃないかという、端的にそういうふうな答弁でありました。

しかし、1年間期間もあるというふうなことで、本当に議会と当局とが良好な関係を持ちながら、そういう問題について議会側も承知をしているという関係をつくっていくためには、以前にやっておったような情報提供ということが極めて好ましい姿なのではないかというように思うんです。

それから、市の方から開発公社に委託がされるわけですね。書面で要請がされるそうでありますけれども、そして、それが理事会にかかって正式に決まると、そして受託をするということでまた通知を出すという、こういう手続がなるそうでありますけれども。

市長から開発公社の理事長に委託をしたいんだがという前段の、事前の協議というかそういうものは、確かに市の当局から開発公社という別の法人というふうになりますけれども、中身的には市長から助役にと、開発公社の理事長が助役ですからそういう関係になっていると。そして、今度、これは開発公社の内部のことかもしれませんが、理事長がそういう協議を当局や市長の方から受け副理事長に話をすれば、議長が副理事長ですから、議長にそういうことがその都度話が行けば、議長はああこういうことがあるのかと。確かに、副理事長でもあると同時に議長ですから、これは会派代表者会議でもして代表者の皆さんに報告しておかなくてはならないなと、こういうことも以前はやられたそうであります。

したがって、必ずしも市長が議長のところに行くのではなくて、市長から開発公社の理事長にそういう協議がある、要請があると。そうしたときに、理事長が副理事長に話をすると。こういうことで今相談をかけられていると。こうしたいと思うと。そして、追っかけ、開発公社の理事会を開いて決めていきたい。こういうふうなことの話になれば、議長は議長で議会側の代表でもあるし、もちろん開発公社の副理事長でもありますけれども、議長だから議会の皆さんにもこれは教えていた方がいいなというふうには以前は対応されたそうであります。

そういう時代は極めて関係がうまくいっていたというふうなことなどもありますので、ぜひその辺、市長の方からも議長の方へ話をさせていただきたいし、また、開発公社の理事長がそういうことを受けたら、これは直接ここでの議題ではないと思いますけれども、開発公社の内部のことだと思いますが、理事長と副理事長の関係でもぜひそういうことが生かされるようお願いをしたいなというふうに思います。

それから、大きいことだけではなくて、当局として、すべての部分が開発公社の、理事長には全部事前協議というか、開発公社側にあるわけですから、それが理事長どまりになって副理事長におりていないから議会側に聞こえてこない、というふうなことになりますので、理事会を開くまで、理事会の議案が出るまでそういうふうになりますので、事務的な手続上も理事長のところから副理事長に回覧しなければならないシステムになっていないそうありますから、市長から開発公社の理事長の方に事前の協議を受けると理事長どまりになっているということでもありますので、ぜひこの辺は、その関係を改善するだけでも大分議会側に水が流れるようになるというふうに思いますので、お願いをしながら、それを市長の方から規制などするようなことは決してないようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次の中長期の財政計画の関係であります。従来は答弁と全然変わっていないわけですが、確

かに全体的な財政計画、歳入歳出全部の部分を長期にわたって組むという大変だろうなということは、私も理解はします。しかし、これまでも何回か言ってきたように、私どももよその自治体に視察に行って、そして、そういうものを先進的にやっているところは、同じような条件でありながらやっている自治体があるということも、これまでも何回も申し上げてきました。したがって、できない理由を並べるのではなくて、ぜひやっているところから積極的に学んで寒河江でも取り入れるようにしていただきたいということを、まず一つはお願いをします。

そして、その上で、全体的な歳入歳出全部の財政計画が立てられないとしたら、今現在、寒河江市でも既に歳出をしなければならない、歳出の計画と申しますか、経常経費や、もう既に公債費の返還の部分、これなどはもう決まっているわけですから、それはもちろん繰り上げ償還やなんかすれば額は変化してきますけれども、何にもしない場合には毎年、向こう10年あるいは20年先までずっとこれだけの金はかかりますよというのは、今や機械に入っているわけですから、電算に入っているわけですからすぐ出せると思うんですね。そういうものをも毎年示していくという、こういうことはできるのではないかというふうに思いますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、チェリークア・パークの関係でお聞きをします。

残地というか、返還された土地の関係ですが、現在も引き合いがあるし早期に売買契約をしていきたいと、こういうふうなお話でありましたけれども、これは去年の3月の臨時議会の際も、早期にしたいというお話がありました。しかし、1問目でも申し上げましたように、会計年度も3年度目にもう入っています。したがって、この辺の本当に見通し、早期にしたいのはわかりますし引き合いもあるというふうなことでありますけれども、めどはいつごろまでになるのかななども教えていただきたいというふうに思います。

それから、次の代行、土地の取得の方法、寒河江市では代行用地でしました。あのチェリークア・パークの民活用地は、農家から開発公社で買って寒河江市の名義にするやり方をしたわけですが、当時私は、私どもの会派としても言いましたが、民活用地を造成する際に、買ってもらえるという確実な担保をとってから土地の造成に入るべきだということも申し上げました。それは心配ないということで進みましたし、そして、代行用地で寒河江市の所有にするやり方でなくて、工業団地などと同じように、開発公社の一たん名義にして、そこからそれぞれの進出してくる企業に売るという手法をとった方がいいんじゃないかと。なしてかといえ、今やっている代行用地ですれば寒河江市の所有にすると。寒河江市の名義になって一たん財産台帳にも載せたんですけれども、買う代金というのは、企業が今度進出してきた買ってという人から金が入ってこない限り買えないという、こういうやり方なわけですね。したがって、それは極めて、民間で必ずしも買ってけるという担保がないわけですから、今のような状態になるということを私は想定もしました。そういう危険性を感じました。したがって、開発公社所有というやり方をした方がいいんじゃないですかというふうに申し上げたら、先ほど地域振興課長が答弁されたように、それは農家の土地を提供した皆さんが1,500万円の譲渡所得の特別控除が受けられない、その人たちを救済するというか、その人たちに利益をもらたすために、寒河江市を所有にする代行用地の取得でないとだめだということを言われました。

しかし、私、税務署にも行って調べました。そういうことはないそうです。あれは宅地造成事業ですから、寒河江市がやろうが土地開発公社がやろうが、宅地の造成事業ですから、どちらでやっても1,500万円の特別控除はできますと。ただ、寒河江市からは、寒河江市の代行用地の取得という手法でやりたいという申請があり、それに対して許可を出しているんでそうですが、その時点で土地開発公社で工業団地と同じような手法でやりたいと言え、それでも結構だったんですということでした。

もちろん、農業委員会の方の、農地法の関係で農地が宅地に転用するわけですから、そちらの方のことも調べてみました。そちらも問題は全然ありませんでした。

したがって、私ども議会にうそのことを言ってきたと。そして、今こういうふうに金が入ってこなくて、

寒河江市名義を開発公社に戻しているんだらうという異常な状態になっているということ、これが一つの表向きの心配。

ただ、私心配されるのは、そうでないもっと問題があるというふうに思うんです。それはなぜかと言うと、後ほどの民活連絡会とのこととも絡んでくるんですが、開発公社が売買契約をするということ、中国パールの社長と契約を結ばなければならない。

「市が代行用地でやると 1,500万円の適用は受けるけれども、公社でやるとできなかったものと思う」。できないんですか、本当に。この部分、はっきりしてください。これは間違いだと思います。法律のあれですから、極めて問題ですよ。これは、「できなかったもの」というのは、この部分はきちっと本当に、法律ですから、できないのかできるのか、税務署とも事前協議しているわけですから、はっきりしていただきたい。

私は、1問目「市長」というふうに書いているんですよ。「残余については担当課長に答えさせる」とも言わないで。議長、だからそれおかしいと言ったんです。ずっと一連のやつは市長に答弁を求め、あと、教育委員長に答弁を求めたんです。残余については担当課長に答えさせるとも言わないで、自分は立たないで紙を回してただするという、それは、そういう今私が指摘したようなことが背景にあるからなんでしょう。まず、この点、法律的にどうなのか。

そして、これは何回も会議録にありますから、私何回も言っていますから。本当に私は私が言っているのが正しいというふうに思っていますが、この点についてもはっきりした

それから、中パの計画の関係ですが、平成14年まで立ち上げるというふうに言っているというふうにおっしゃられますが、民活連絡会の会長に私ども会派としてお会いをしながら、今日の取り組み状況について、進捗状況などについてもいろいろお話を聞いてきました。私どもと同じように、非常に心配をされています。ましてや、農協自身が一人一歩前に出て施設をつくっていますからね。したがって、後の人がついてこないというので非常に心配をしています。

そういう中で、周辺にあるのと同じようなものをつくったって、お客様の、何ていうか、この村山ブロックで人の奪い合いみたいなことをしたって何ともならないんだと思うというふうなことで、何とかスパリゾートの部分でどういう計画をするのだから、早くやっぱり明らかにしてもらわなければ。会長自身も全くそう思うし、私からもそういうふうに、会長としても言うというふうなことを言っておられました。

そして、そこでお話を聞いたわけですが、先ほど市長も言ったように、この民活連絡会は平成6年の9月に立ち上げをされています。そして、全体の会長は、先ほど市長からお話しありましたように農協の組合長さんが会長、会長代行には山交の社長さんがなっているわけであります。そして、事務局は寒河江市の地域振興課が担っているわけです。

そして、全体の委員会の中に専門部会を設けています。スパリゾートの部分と宿泊の部分と。そして、スパリゾートの部分というのは一番今注目をされている、何つくってけんのだと。ここ決まらないうち、おらだホテル建てられないと皆おっしゃっているわけですから。そのスパリゾート部分の専門部の委員長さんが、中国パールの\_\_\_\_社長であります。そして、副委員長がチェリーランドの\_\_\_\_社長です。そして、委員として\_\_\_\_農協組合長と寒河江市長の\_\_\_\_、この4人で専門部会が構成されているわけであります。

一番大切な専門部、スパの部分はどうするかという専門部会が開かれているのかどうなのか、そして、組

会長さんと会長さんとお会いしたときに、中国パールの社長と一回もお会いしたときがないと、こういうお話でありました。一回もまだ顔を合わせたときがない、話をしたときがない、こういうことなんですね。全体の会の会長さんです。そして、スパリゾートの部分の親方をしている中国パールの社長さんと会ったときがない。そして、以前は、中国パールの方からはだれか、2回か3回というような話でしたけれども、この辺もわからない。会長さんの話では、2回か3回中国パールの方と、社長にかわって代理の人が出席されておたと。しかし、最近はその中にも見えていないというようなことがあるわけでありまして。

そして、ならばことしの3月の、先ほども話に出た議会で土地を戻すだのという臨時議会が開かれたときも、いろいろ話がありました。中国パールがどうだかというふうなことについては、やりたいというふうに言ったということですが、これも組合長さんの話だと、会長さん自身が自分のところで施設をつくっているものですから、みんなもしてもらわないと困ると他の人にも言ったそうです。ところが、やっぱりメインになるものが何になるのかわからないといふとなかなか進まれないと。これに対して、市長と所管の課長が「大丈夫です、大丈夫です」と、こういうふうに言ったんです。だから、これ以上、私は会長だけでも、市長が大丈夫と言うからそれでおさまったというか、なっているんですというふうなことなんですね。

したがって、この関係については、先ほどもお尋ねしたんだが、民活連絡会の開催状況、これはその都度公表する必要はないと、発表する必要はないというふうなことを市長、発表する必要はないというけれども、私どもがどういう状況になっているのかというふうに聞いたのに対して、やっぱり答えるべきだと思うんですね。私どもがこれまで聞いたのに対しては、市長は、助役は当局は、「任意の団体だから教えられない」、こういうふうに言われました。しかし、私もですが、私どもの会派としての考え方は、確かに任意の団体ではありませんけれども、普通の、一般の、そこら辺にある行政と寒河江市と何らかかわりのない任意の団体とは違います。寒河江市の重要な、重大なプロジェクトとしてチェリークア・パーク事業を進めているわけですから。そして、そのメンバーに市長も入っているし、事務局は寒河江市の地域振興課が担っている。あるいはまた、その会から出されたさまざまな要望、インフラ整備などについては、寒河江市の市民の血税をつぎ込んでやっているということからしても、それは一般論で言う任意の団体というふうには私はないというふうに思います。

したがって、こういうふうにならなっているのかかわからないという状況の中では、お尋ねしたらただ、その中で確かに、個々の内容の中身に触れることもあるのかなと思いますが、そういうことではなくて、開催状況と出席状況なんです、まず求めているのは。それぐらいは教えるのは至極当然だというふうに思いますが、このことについてもお願いをしたいと思います。

あと、委員会のこの関係であります、実は私、6月の議会での一般質問で、5年前もこの関係を聞いて、地方分権一括法も通ったというふうなことで、どのように変化しているのか分析をしながら質問し提案をしたいというふうに思いつつ、このメンバーというか資料をいただきたいということで所管の課に実はお願いをしておたんです。ところが、それは出せない。いや、5年前ももらったんだよ。いや、ほだな出してない、こういうわけですね。だから、今度5年前にももらったやつを持ってきて見せて、このとおりもっているんです。そうですかと。ならばというので出してもらえたら、たらい回し、ほっちさだこっちさだとされまして、そして、なかなか出ない。だから、ほんでもまだおかしいですから、5年前の会議録見てもらって、市長は「出します」というふうに明確に答弁しているんですというふうに言ったら、ころっと少し変わって状況は変わりました。

しかし、資料は、先ほど団体の数などもあったようですが30団体、そして、あと条例その他の規則で定めているのが、私、総括表の見方を間違っていたんだかですが、30と。それが、地方自治法 202の3で設置されているのが三つと 180の5で設置されているのが五つというふうなことで、全部で38だということに思っておたんですが、そして38のうち16団体の分り実はもらえなかったんです。それで、きょう、もう一

般質問の状態になって「いや、困った」と言ったら、さっき昼休みの休憩時間に届きました。こういうふうに、何か資料などがすぐもらえないという状況があります。

この前、おとといでしたか、一般質問で新宮議員から、職員の皆さんが、市長や課長に遠慮しないで伸び伸びと仕事できる環境をつくっていただきたい、そういう空気をつくってほしい、こういうことを言われ、そして、佐藤市長は、すばらしいそういう状態をつくっているというふうなことがあったわけですが、私はまるっきり逆に、同じ議場、同じ議員として参加していながら、もう担当者だけは、資料出せない。そして、5年前市長がちゃんと出せと言ったんだというふうに、会議録を見て初めて動くというこういう状況。

したがって、市長は、そだなことないというふうに言われると思いますが、市長が常に議員ださ余り資料出すなということもおっしゃっておるようです。そのことが職員の皆さんを萎縮させているんだということ、この具体的な例を通じて佐藤市長は受けとめていただきたい。そうしないというと、裸の王様になります。こういう実態があるということを受けとめて、改めるべきは改めていただきたいということを市長に申し上げておきます。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公社の委託との関係でございますけれども、以前は議会で話をしておったとかどうかと、私はそういう以前の状況というのはわかりませんが、さきに答弁したとおりでございます。

それから、公社のことにしまして、理事長である助役と、それから副理事長であるところの議長の関係と、委託を受けたときの事業についての取り扱いをどうするかというようなことでございますが、これは公社内部のことでございますので私からは申し上げられないことだろうと、このように思っております。

それから、市長と助役、いわゆる理事長である助役の関係云々のことにつきましてもお話があったようでございますけれども、事業のことにつきましても、あるいは事務手続のことにつきましても、助役としての中におきましてはスムーズにいとっていると、このように申し上げたいと思います。当然のことでございます。

それから、中長期財政計画のことでございますが、これは1問で答弁申し上げたとおりに尽きるわけでございますがこれ以上のことはないと思いますが、自治省で出している物の本によりますと、この計画期間のことを言っておるわけでございますけれども、「一般に、この中長期計画の期間というもの、計画目標の設定との関連からその見通しが可能な範囲でなければならず」と、こういうこと。「殊に、財政計画は、市町村行政の施策を実現するための具体的な実行計画としての性格を持つものでありますから、現実性の強いものでなくてはならない」と、こういうことを言っておりまして、そして、この観点からこの期間というものを考えるならば、「余り長期間になると、地域経済の変動状況と財政に影響する諸要因についての予測の確実性が問題となります」と、こういうようなことが物の本には書いてあるわけございまして、先ほど答弁したとおりだろうと、このように思っております。

それから、歳出だけはわかるのではないかと、こういうようなお話がございましてけれども、確かに、この事務的経費の人件費とか扶助費とか、公債費とかこういうようなものにつきましては、将来の見込みを立てること、これはある程度可能かなと、このように思っておりますけれども、やはり予算というものあるいは財政計画というものは、今も申し上げましたように、お金の入る方、いわゆる歳入の方とこれは表裏一体だというようなことございまして、歳入が不透明なままに歳出面だけを云々というようなことはこれは片手落ちになるだろうと、このように思っております。

それから、クア・パークの中の残地があるのではないかと。あるわけでございますけれども、これについて、いつめどがつくのかと、こういうことございましてけれども、これは今話し合い中でございますから、相手のあることございまして、これは何とも言えないことございまして。ただ、努力をするということございまして。いつまでどうだとか、あるいは相手がどう考えているか、それがはっきり見えないわけございまして、いつまでだとかと今強要されましても、これはわからないことございまして。

それから、市の代行工事というのはどうだったのかという点でありまして、それらについては、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、全くこれは困ってしまうところでございます。そういうことはございません。これまでもちゃんとここで、この議場でこの議案を認めていただいたわけございまして、それまでに何回となく議論していただいたところございまして、今そういうことを申されるのはとんでもない話だと私は思っております。

それから、1,500万円問題のことにつきまして、全部私は答えたつもりでおったわけございまして、全部答えたなど、こういうようなことで残余の問題もないなど、こう思いましたので申し上げなかったわけございまして、その辺は御理解いただきたいと思っております。

それから、クア・パークの民活の推進連絡会のことございましてけれども、これは御案内のように、みんながやろうと、実施しようということでお互いに情報交換したり、あるいは連絡をとり合ったりというよう

なことでやっているわけでございまして、全く任意の団体ということが言えるかと思います。それで、出席されていない場合も出てくるわけでございまして、何といいましても1社を預かっているところの代表、社長ということになりますと、この日程調整というのは非常に難しいというようなこともございますので、やむを得ず欠席というような場合もこれもあるわけでございまして、その場合にはかわって責任者が出てくるとか、あるいは、欠席なされているというような場合は後に資料というようなものを送ったり、あるいは持参したりしまして、会議の様子というものをお知らせしておるところでございます。

それから、審議会の委員の名簿云々についての、大分たらい回しされて責任回避されたというようなことですが、これはやっぱり、5年前はお渡しした、今回もお渡ししようと思いましたが、今全部手元がないということで、責任あるところの部署に行っていたいただきたいと、こういう趣旨で申し上げたのじゃなからうかなと思っておるところでございます。それで、たらい回し、そういったようなことは全然当たらないんだらうと、このように思います。

それから、資料もスムーズにちょうだいできないというようなことに対してのお話もありましたけれども、何も議員に対しては公平に対応しておる、職員もスムーズに皆さんとお話できるようにと環境というものを望んでおるわけでございますので、そういう中でいろいろ、できる分の情報というようなものは、お話し申し上げたり情報を提供したりということはあろうかと思えます。

そしてまた、職員の環境のことまで触れていただいたようでございますけれども、うちの職員は本当に伸び伸びと自由な発想のもとで仕事をしておりまして、私も大変助かって、ですからこそ、このような寒河江市の行政の発展というものがあるんだらうと、このように思っておるところでございます。

以上です。(「1,500万円、あいまいな答弁でなくてはっきりしてける……」の声あり)

佐竹敬一議長 地域振興課長。

鹿間 康地域振興課長 1,500万円の件ですが、先ほど申し上げたとおりでございます。(「助役、市長、前に「ならない」と言ったんだから」の声あり)

佐竹敬一議長 川越議員、ひとつ3問目にそれをまたつけ加えて。(「進まれない、ほんでは。助役、休憩して調べてける」の声あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時48分



佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

鹿間 康地域振興課長 お答え申し上げます。先ほど申し上げたとおり、クア・パークの事業については、開発公社が事業主体となれば1,500万円の控除は受けられません。したがって、寒河江市が事業主体となり1,500万円の控除を受けたものであります。

その根拠でありますけれども、租税特別措置法の34条の2の1項でございます。これの別表でございますが、1,500万円の控除のやつでございます。いわゆる観光事業として土地を取得するということであれば、というふうな事業を行った場合、開発公社は1,500万円の控除は受けられない。市が主体になった場合は1,500万円の控除があるということで、今回の1,500万円の控除を受けたというふうなことであります。

以上であります。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 ただいまの根拠も示されたわけでありますので、私逆に、税務署に行ったときに、開発公社でもいいと。でも、市の方ではそういうふうに、議会の方で開発公社ではできないと。市が実施主体になって市の所有にしないとだめだということだったと言ったならば、逆に、その根拠を市の方で示すべから教えてけらっしゃいというふうに言われておりますので、さらに行って私も勉強してみたいというふうに思います。

それから、先ほどの委員会の方の関係で、資料が出るのがちょっと遅くなったので分析できなかったんですが、それで、お尋ねしたいんですが、兼務、これは伊藤議員が5年前も申し上げておりますが、兼務数や在任期間の制限の関係で、閣議における口頭了解事項があるわけですが、在任期間は8年以下、複数の兼職数は四つ以下というふうなことがあるわけでありますけれども、この2000年の4月1日現在のそれぞれの委員会の委員で、8年以上の委員の方は何人いらっしゃるのか。最高年数は何年になっているのか教えていただきたいし、それから、兼務の関係、四つ以上兼務している方は何人で、数、最高幾つなのかも教えていただきたいというふうに思います。

あと、さまざまな問題については、次の機会に再度質問させていただきたいというように思いますので、以上の点について3問にさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 調べてみないとちょっと答弁申し上げられませんけれども、時間をかしていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それにいたしましても、さきの質問で、議会に間違ったことを言って議決させたというようなあなたの質問に対しては、どういうことになるんですか。あれは大変な問題だろうと私は思っております。（「全くだ」の声あり）

佐竹敬一議長 ただいま市長の方からお話しありました件について、議運を開いてその対処に当たりたいと、このように思います。

## 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している市立病院に緩和ケア病棟、いわゆるホスピスの新設を願って、以下質問をいたします。質問に先立って、市長の誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

さて、このところ終末期のがん患者をケアするホスピスが、ケアへのニーズの広がりを背景に全国的に急増していると言われます。全国ホスピス緩和ケア病棟連絡協議会によりますと、ホスピス緩和ケアは治癒不可能な疾患の終末期にある患者及び家族の生活の質の向上のためにさまざまな専門家が行うケアとされ、抗がん剤などを使った延命治療は原則としてしていないところが大半ですが、最近では、患者が望めばこうした薬も使えるようになってきていると言われております。

ところで、私ごとに触れて大変恐縮ですが、先月末に肺がんによって父親を亡くしましたが、お世話になりました市立病院の医療スタッフの皆さんには改めて感謝を申し上げておきたいと思えます。主治医に病名の告知を受けて以来、家族を初めとする親族もまた、みんなで懸命に看病に当たり最期を見送ったはずなのに、なぜか釈然としない、吹っ切れないものがあります。それは、死を前にした肉親の患者に対して、私たちが選択した医療行為が果たして適切であったのかということと、もう一つは、患者自身には告知しなかったために、よかれと思って行った治療がもしかすると私たち家族や医療に従事する者の自己満足するものだけであって、患者自身の意思や希望は入っていないために、結局患者不在の一方的な論理でやってきたのではないかという思いにさいなまれ、時折むなしさに襲われるからであります。

あるいは、キューブラー・ロス氏作の「死ぬ瞬間」によって少し感化されたせいかもしれません。それは、皆さんが御承知のように、死が自分の家で家族に囲まれて迎えられる旧式な慣習に触れて書かれていますが、衝撃的なのは、「死に瀕した患者には、鎮痛剤のかわりに彼の好きな一杯のブドウ酒をついでやるだろう。患者の家でつくったスープの香りは彼の食欲を刺激し、2さじか3さじがのどを通るかもしれない。それは、輸血よりも彼にとってははるかにうれしいことではないか」というくだりであります。つまり、生命維持のために必要とするだけの理由で施す薬や点滴などの、現在の終末期の医療行為に対する痛烈な非難であると私は受けとめています。

私たちの場合、家族で話し合う中で、病状や精神状態、言動などを見きわめ、機会を見てと考えていたのですが、結果的に本人に告知することはできませんでした。告知をしなかったことについて、今でも悔いが残っています。

今、末期がん患者のほとんどは一般病院で死んでいきますが、一部の患者を除いてはこれと同様に、自分の病名も症状も知らされない中で医師や看護婦、家族などのむなししい励ましを頼りにして生き、息を引き取るのが実情だと思います。であるならば、そういった中でも少しでもよい環境の中で、少しでもいい人間関係の中で、そして、少しでも満足して、少しでも納得して最期を迎えることができたならと、これが、これからの終末期における医療の目指すところではないかと私は思っております。

ホスピスフィロソフィー、あなたが死ぬときまで、快適で、しかもあなた自身の選択で生きることがするために、これこそがホスピスケアの真髄であると思えます。

ホスピスケアは、これまでキリスト教系の比較的小規模の病院が中心になって行われて行われていたが、このところこうした施設が矢継ぎ早に新設をされております。さきの連絡協議会の資料によりますと、国の設置基準に合った病棟として届け出が受理されているのは、5月1日現在で73施設 1,335床で、うち23施設はこの1年ほどの間にでき、さらに今年中に10カ所近い開設計画があるとしております。山形県内においては、

来年県立中央病院に15床できる予定であります。

一般病院は言うまでもなく、がん治療の専門病院でさえ、治療法がなくなった患者には退院を求めることも多いと言われます。社会的変化とこうした事情も重なってか、ホスピスへの入院を希望する患者はこのところ急増し、受け皿が不足しているのが現状だそうであります。価値観が多様化する中で、今後一層ニーズが高まるものと思われます。私は、市立病院にも新たな整備計画の中でこうした緩和ケア病棟を新設し、公的医療機関として充実すべきと考えています。市長の見解を求めて私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

現在の医療を取り巻く状況は、急速な人口の高齢化・少子化や疾病構造の変化、医療技術の進歩などにより絶えず変化しておりますが、市民の健康への関心の高まりなどを背景に、医療に対するニーズは年々高度化・多様化してきております。

このような中で、市立病院は、本市及び西村山地域の中核的な公的医療機関としての責務を果たすべく、医療供給体制の充実に向け、施設整備やサービス拡充などを逐次進めてまいりました。これまで、特色ある専門分野の充実やリハビリテーション部門の拡充を推進するとともに、患者・家族・市民を対象とした各種講座などの開催や、医療相談・看護相談の実施などを通じきめ細かい医療サービス提供にも努力してきたところでございます。この間、療養環境の看護体制の強化の観点からの整備をも進め、平成7年12月からは新看護体系への移行を行い、現在では入院患者 2.5人に1人の看護婦と、10人に1人の看護補助者を最低限でも配置する体制とし、看護ケア充実に努めてまいりました。さらに、患者へのより深い理解と適切なケアを目指し、看護方式を固定チーム継続受け持ち制とし、入院から退院までの一貫した看護を行うシステムを取り入れ、看護ケアの向上を図ってきたところでございます。

また、一方、ここ数年間は、地域間で高次医療を担当する病院としての基盤強化を目的にさまざまな高度医療機器の整備を重点的に進め、診断・治療面の充実に努めてきたところでございます。最近整備した医療機器は、骨密度測定装置、トレッドミル負荷心電図測定装置、MRI、ヘリカルCT、心臓超音波診断装置などであり、おのおのが診療現場で有効に活用され、市立病院の検査・治療等の機能を大幅に高めております。中でもMRIは、昨年9月の使用開始以来、現在もフル稼働が続いており、多くの患者さんの検査診断に役立っております。

なお、本年3月からは、MRI検査スケジュールの一部に地域内の医療機関の紹介枠を設けましたが、これらの拡充等により、医療機関相互の連携強化と地域医療への貢献をさらに進めたいと考えております。本年度、平成12年度において、既に大腸ビデオスコープや赤外線照射装置などの導入を終えておりますが、今後乳がんの早期発見のために乳房エックス線撮影装置を設置すべく、ただいま準備を進めているところでございます。

また、近年は医療機関でも快適性や環境も重視されておりますが、市立病院では中学生や婦人層などボランティアの協力による植栽や飾花などが継続して取り組まれており、患者さんの好評を得ております。これらの多くの方々の御協力は、病院と地域との結びつきが強くなったことを示す心強い傾向と考えており、今後とも地域から信頼される医療機関として一層の整備充実に進めたいと考えております。

さて、ホスピスについてでございますが、少し長くなりますが申し上げたいと思います。

御指摘のように、ホスピスとはもともと中世ヨーロッパで巡礼や旅行者たちが体を休めた宿泊施設を指す言葉でございました。しかし、1967年、近代的ホスピスの始まりとされるセントクリストファーホスピスがロンドンに設立されてからは、ホスピスとは、治癒の可能性のなくなった主に末期のがん患者を対象にさまざまなケア、つまりターミナルケアを専門的に行う医療施設を指す言葉となり、一般の病院、すなわちホスピタルと区別するようになりました。

その後、ホスピスは、それまでの医療が死を否定的にとらえてきたのに対して、死は避けられない自然な出来事として肯定し、不自然な延命治療を行うより、患者の苦痛を緩和して人間らしい人生を全うするのを援助するのも医療と考える理念を指す言葉となり、ホスピス運動と呼ばれる一種の医療改革・社会運動として欧米を中心に世界に広がっていきました。現在ホスピスは、末期がんやエイズ患者を対象に、さまざまなケアを提供する独立した建物や設備を持った医療施設だけでなく、ケアプログラムを支える医療理念を指す

言葉としても使われております。ホスピスの医療活動も、医療施設内にとどまらず、在宅患者のケアにまで広がっております。

ホスピスでは、まず、患者の身体的苦痛の緩和が重視されますが、加えて、患者の精神的苦痛、家庭や仕事、経済的問題に関する心配などの社会的苦痛、そして、生と死の意味についての問いなおしや、死後に関する不安等の霊的苦痛を緩和するケアが行われ、命の終末を迎えた患者が抱える苦痛を総合的に緩和する全人的ケアを目標にしているのです。さらに、治癒する見込みがなくなっても、残された人生を最期まで人間として充実した生活が送られるように患者の生命の質をより高いものにするため、音楽療法、読書療法、芸術療法等一般の病院では見られない療法が多くのホスピスで実践され、成果を上げております。

この患者の全人的ケアを目指すホスピスにおけるケアは、一般の病院に比べより多様で多岐にわたっております。したがって、主治医や看護婦のほかに、精神科医や臨床心理士、ソーシャルワーカー、宗教家などの専門家がチームを組んでケアに当たります。さらに、人間的な接触を濃密にし、患者の苦痛に寄り添うケアが求められることから、医療スタッフを補助するボランティアの果たす役割は大きく、ホスピス運動にボランティアは欠かせないと言われております。

ホスピスにおけるケアで一般の病院と異なるものといえば、患者の家族や遺族へのケアがあります。ホスピスでは家族が患者のケアに果たす役割の大きいことを認めており、患者の家族もケアに参加すると同時に、家族も患者と同様にケアの対象になります。愛する人の死に直面した家族の悲嘆へのケアは、患者の死後も続けられることとなります。

これに対して、厚生省におきましては、いろいろ歴史はあるわけでございますけれども、1989年に発表されました末期医療に関するケアのあり方の検討会の報告書を受けて、90年から、一定の基準を満たした緩和ケア病院や病棟に対して、緩和ケア病棟入院料を新設し、定額の収入を保証することになったのでございます。

指摘もございましたけれども、98年の12月1日現在では、29都道府県に49施設があり 903病床となっております。それを開設者別に見ますと、国立が4、公立が5、準公立が4、社会保険関係団体2、公益法人13、医療法人21施設となっております。私立の施設が全体の70%を占めている状況でございます。病床数は7ベッドから28ベッドまでさまざまですが、49施設の平均は18ベッドとなっております。病床の稼働率も70%以上で、ホスピスに対するニーズがかなり高くなっております。

東北地方には、青森、宮城、福島県にそれぞれ1施設があります。御指摘のように、山形県には今のところはケア病棟のある病院はありませんが、現在建築中であります県立中央病院に1病棟を設置されると聞いておるところでございます。

そして、現在緩和ケア病棟の施設基準でございますが、これを申し上げますと、主として、末期のがんやエイズ等に罹患した入院患者の緩和ケアを行う病棟を単位とすることが定められております。また、設備・構造の面では、緩和ケア病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき30平方メートル以上、病室床面積は8平方メートル以上と定められ、一般病棟の4.3平方メートルに比べ約2倍の広さが求められております。加えて、当該病棟内には、患者家族の控室や患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室を備えることも必要な条件とされております。さらに、医療スタッフの配置についても、病院が医療法上の標準医師数を満たすほか、当該病棟では入院患者1.5人に1人以上の看護婦の配置が必要であり、夜間も複数勤務を要することなどが条件とされております。このように、緩和ケア病棟については、一般病棟に比べはるかに広いスペースや各種設備と多くの医療従事者が必要なことなど、かなり厳しい基準が設定されております。

うちの市立病院の平成11年度の患者の動向を見ますと、外来延べ患者数は全科で10万 2,199人であり、入院延べ患者数は4万 4,223人でございます。平成11年の4月から平成12年3月まで入院した患者数は1,842人であり、死亡も含めた退院患者数は1,829人でございます。死亡した患者さんは93人であり、疾病分類別に見ますとがん等が36人で38.7%を占めております。ついで呼吸器系27人、消化器系11人、循環器系10人、

その他9人となっており、がん患者の死亡が一番多くなっております。

現代医学の粋を尽くして治療に当たってもなお患者の救命が困難と判断せざるを得なくなったとき、患者が人間としての尊厳を保持し、人生の終えんを人間らしく生き抜いていただくためには、肉体的苦痛を取り除くことはもとより、いろいろな不安や苦痛から解放されるようにすることは医療の大切な役割でございます。

市立病院におきましては、これまでも終末期医療が必要な患者さんも少なからずおられ、残された命をその人らしく充実したものとしていただくため、さまざまな方法を模索しながらホスピスケアにも取り組んできたところでございます。病棟では、医師が患者さんや家族に病状等の説明をするときなどは担当看護婦も同席し、患者さんの病状や置かれた環境などをより正確に理解し、適切なケアを行うように常に努めております。また、患者さん側の反応などにも注意を払い、不安、つらさ、腹立たしさなどもそのまま受けとめ、共感の姿勢で患者さんを励ますことができるよう心がけております。

末期の患者さんは、食事が進まなくなることも多くあるわけでございますが、栄養士が患者さんのベッドサイドで希望を聞き、多くの治療食や特別食をつくる傍ら、患者さんの口に合う別メニューでの食事提供も行っております。

さらに、痛みのコントロールができ病状の安定した時期には、在宅療養も可能となりますので、一たん自宅にお帰りいただき、家族と過ごす時間を多く持てるような配慮も行っております。この在宅期間は、医師や看護婦が自宅を訪問するなど、患者さんと家族の身体的安定と精神的安定の支援に努めております。在宅ケアが継続して行われ、身体的・精神的な痛みが薄らぐ中、住みなれた家で家族とともに安らかな時間を過ごし、患者と家族が死を受容し、最期は家族の自由意思で病院でみとるケースも見られます。

緩和ケアについてはこのように実施してまいりましたが、さらに看護科においては、ホスピスケアをより深く検討するためのターミナルケア学習会を平成11年4月に組織し、対応の充実に努めているところであります。この中では、神経ブロック療法、モルヒネ治療などの痛みを取り除くための緩和治療や、一人ひとり異なる患者さんや家族を支える精神的・社会的緩和ケアについて学習しております。また、昨年12月には、日本の先駆けである福島ホスピス病院に7名の看護婦が研修に行き、実際の緩和ケアの現状を目の当たりにし、学んできたところでございます。今後も、ホスピスケアについて理解を深めるとともに、医師・看護婦・薬剤師・栄養士・リハビリスタッフ・ソーシャルワーカーなどが、おのこの専門性を生かしながら、共通理念に基づくチーム医療の向上を図り、とかく孤独になりがちな患者と家族を温かく明るい雰囲気の中でしっかりと支えていく体制を強化してまいりたいと考えております。

御案内のように、県内の許可病床数は、二次保健医療圏ごとに設定されております。村山二次保健医療圏の病床数は限度数に達したことから、今後増床の申請は認められなくなっております。

現在の市立病院の病棟は、内科・外科・整形外科・眼科等の入院患者さんの使用だけでほとんどゆとりのない状況にあります。前にも述べましたとおり、緩和ケア病棟についてはかなり厳しい施設基準であることから、すぐには要件を満たすことも難しく、緩和病棟への移行は困難と考えております。なお、将来の病院整備計画は、今後策定することになりますが、病床数をふやすことを展望できない現段階においては、緩和ケア病棟の新設もなかなか厳しいとの考えを持っているところであります。

このようなことから、今後は、市立病院が進めてきた院内分散型の緩和ケアチームによる終末期医療の強化を図り、患者さんや家族にとってさらに充実した医療供給体制の整備を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。



佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 本来なら、質問者である私がそうした意義についても申し上げなければならないところを、丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

ただ、内容について市長は深く理解なさっているのかなというふうに、疑ってかかるわけではありませんけれども、思われてならないわけであります。私ここに、緩和ケア病棟の設置基準というふうなものを持っておりますけれども、これは厚生省で出した、1998年4月1日改定にしたやつでありますけれども、これを見ますと、11ほどありますが、そんなに厳しい、何ていいますか、基準というふうには私は思わないんですね。

それから、先ほどお話しありましたとおり、西村山の中核的な医療機関としてというふうなことであれば、これからはやっぱりこうしたものを念頭に置いて整備を図っていくべきではないかなというふうな、改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、現在市立病院の中で緩和ケアが行われているというふうなことであります。確かにおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、ただ、それだけでは十分ではないのではないかなというふうなことを申し上げて、こうした施設をつくることによって終末期における医療がさらに充実をするのではないかなということを視点にして申し上げたのであります。

何ていいますか、ニーズ等については市長も十分おわかりのようでありますから、じゃ、どこが違うのかというふうに言いますと、一般病院の場合、ホスピスケアというふうなものを考えた場合に、ニーズはそれぞれ同じだというふうに思うんですね。ホスピスで死んでいく患者も、あるいは一般病院で亡くなっていく患者の場合も。ですから、それに対するケアというのは本来私同じだというふうに思いますけれども、しかし、一般病院の実情は、先ほど答弁にあったかもわかりませんが、システムとして死んでいく人のためには私はつくられていないというふうに思うんですね。手っとり早く言えば、治療をしたり、あるいは病気が直っていく人のためにシステム化されていると言っても、私は過言ではないというふうに思うんです。

そういう意味では、病院の現状というのは非常に多忙でありますし、ましてや同一の病棟や病室にいる場合には、例えば3日か1週間後に確実に死んでいく人よりも、言い過ぎかもしれませんが、今血を流している、まだ十分生きる、その人の方が優先されるのではないかなというふうに私は思っているのであります。早く言いますと、今はまだ死なないんだからというふうなことで後でということになるのではないかなというふうに思われてならないわけであります。そういう意味では、取り残されるといいますか、これは緩和ケアについて先進的な考え方を持っている医者が私と同じような形で証言をしているわけでありまして、あながち私がそういう意味で思いつきで言っているのではないということをお理解いただけるものというふうに思います。

それから、せっかく病院長にもおいでをいただきました。政策的なことでもありますので、質問の趣旨をお聞き取りいただいた際に市長だけでいいのではないかなというふうに丁重にお断り申し上げたんでありますが、せっかくおいでいただきましたので、感謝を申し上げながら、一つだけ申し上げておきたいというふうに思います。

市長は、今、近代的な医療機器について整備を図っているというようなことであります。私、今回父親の死に際して二つ心するものがありまして、一つはこの緩和ケアをぜひつくるべきだということと、もう一つは、幾ら近代的な医療機器をそろえたって、中身のそれを分析できるような医療スタッフをそろえておかなければ、何ていいますか、余り役に立たないのではないかなということを強く思ったのであります。したがって、市立病院の医師の皆さんには、ぜひ日ごろの研さんを積んでいただきたいというふうに思いますし、また、市長には優秀な医師の確保について今後とも御努力をいただきたいと、こういうふうに、せっかくの

機会でありますからお願いをしておきたいというふうに思います。

以上を申し上げまして2問にさせていただきたいというふうに思いますけれども、ニーズがわかるというようなことありますから、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思いながら、2問にさせていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問の質問の答弁に尽きると思いますが、いろいろ見ましても設置基準というのは非常に難しい、厳しいようございまして、一般病棟とはまた違うように私は理解しているところございまして。それが第1点。

第2点は、やっぱり先ほど申し上げましたように、村山の医療圏域においては、もうベッド数の割り当てを受けるものが、枠がないんでございまして、そういうこともございまして。

それから、そういう中で、現在といたしましては、先ほど申し上げたように、ターミナルケア学習会というものを組織いたしまして勉強に勉強を重ね、ほかの県に研修にまで行って、そして医師あるいは看護婦中心にして、あるいは心理療法関係の方々も一緒になってチーム療法をやっておると、また、それをさらに充実していこうと、こういう姿勢でおるわけございまして。実際にやっておるわけございまして。自分たちの持ち場持ち場を持っておるほかにこういうことをやっておるということございまして、私も大変病院の院長初め職員には感謝しておるところございまして。そして、よくよく大変だなと、こう思っていますけれども、現在置かれているホスピスに対しましての対応というものに、非常に熱心に取り組んでおるということ私から申し上げたいと思っております。

それから、医師の確保ということございまして、院長の方といろいろ足を何回も運んで山大的な方の接触を続けておるところございまして、全体としまして、非常に県内で医師の試験に合格する方が少ないとか、あるいは県内にとどまる先生が少ないとかいろいろあるわけございまして、そういう事情があって難しいんでございまして、本市の市立病院の実情を訴えながら努力しておるところございまして。

私の方から、以上です。

佐竹敬一議長 市立病院長。

佐藤政悦病院長 先ほど、治療の問題とケアの問題等々ございましたので、ちょっと一言つけ加えさせていただきます。

先ほど内藤議員の方から、いわゆるキュアとケア、ケアというのは今介護等々を含めての言葉なんですけれども、いわゆるキュア、治療に関してのところなんですけれども、そっちの方の治療の方に重点があつてどうもケアの方がおろそかになっているんじゃないかというようなちょっと言葉があつたんですけれども、決して片方に重点を置いてというふうな意識でやっているというわけではございません。当病院の看護婦たちが、自主的にいろいろ学習会をつくったりとか、あるいは自分たちの方からこういうところに行ってみたいというふうな実は去年申し出がありまして、だったら頑張つてこいという形で7名に行ってもらったんですけれども、そういうふうなことで、実際のターミナルに関してはいろいろ関心を持っている。関心を持っていると言えば語弊がありますけれども、これに対しては非常に大事なことだというふうな認識がありまして、これをどういう形で進めていったらいいのかということを経験者との勉強会等々もやりながら今頑張っているところであります。

緩和ケア病棟に関しましては、緩和ケアのやり方というものはいろいろな形態があろうかと思えます。病棟で一般的に多いのは、緩和ケア病棟をつくるタイプ、それから大きな病院の中に病棟をつくるタイプ、あるいはその病院の敷地の中に単独でその建物をつくるタイプ、あるいは緩和ケア病院ですか、これを単独につくるようなタイプ。これは当然厚生省の方の施設認可基準を得られますけれども、なかなかでもそのところが難しいところで、ただ、大事なところだということで、院内の分散型。すなわち、いろいろなところのスタッフ、医師あるいは当然看護婦とか、それからMSWとか、いろんなどころの人が集まって、とにかく何とかケアを頑張つてやっていきたいというふうなところで、そういう形で頑張つてやっているところ、これが院内分散型です。ただ、これは施設の認定を受けておりませんので、確かに手間と暇はかかります。診療報酬はいただきません。しかし、病院の方のそういうレベルアップ、アメニティーを向上する等々のところで非常に大事な分野ということで認識しておりまして、これに関して一応頑張つていこうじゃないかということで、当病院としては院内分散型のタイプで何とか今頑張っているところです。

確かに、ターミナルケアに関しては、まだ歴史が浅いということもありましてまだまだ十分でないところがあろうかと思えます。しかし、頑張つてそこをちゃんとやりたいというふうな意識、そこに対しての努力は相当うちの職員は頑張っているというふうに私認識しておりますので、これからさらによりよいものをつくっていききたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問で終わりにしようかというふうに思ったんですが、今ある病院の中でそうしたターミナルケアと申しますかそれが行われているということは、私も十分承知をしております。ただ、それだけでは、私が先ほどから申し上げたようなケアはできないということなんです。例えば、そうした施設では、酒が欲しいと言えば酒も飲める。たばこが欲しいと言えばたばこも吸える。こうしたことというのは、一般の病院ではそれは不可能ですね。同室にいる場合なんか特に。これを一つだけとってみてもおわかりになっていただけるというふうに思いますし、また、家族が同じようなところに入って患者のケアをするということも不可能ですね。でありますから、これは一々申し上げなくても、院長は既にそれは百もおわかりになっていると思いますのでこの辺で終わっておきますけれども、根本的に今の病棟ではできないということで、ぜひ改めてお考えになっていただきたいと、こういうふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

それから死亡した場合、やっぱり通常の一般の入院している患者さんと同じなんです。その処置もそこでなされるというようなことであります。家族がそこで同室をしている患者さんに気を使わなければならないなんていうのは、そんな病院が西村山地域の中核施設なんていうのは、ちょっと恥ずかしいんじゃないかというように私は思うんです。ですから、こんなことまで本当は申し上げたくなかったんですが、そうしたところも含めて、今後本当に名実ともに西村山の中核病院になるようにひとつ御努力をお願いして、私の質問を終わります。

散 会 午後3時35分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでございました。